

平成31年第3回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成31年3月5日(火曜日)

議事日程 第1号

平成31年3月5日(火曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 5 | 承認第 1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 6 | 議案第 1号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| | 議案第 2号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| | 議案第 3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について |
| 日程第10 | 議案第 7号 みなかみ町教育委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 議案第 8号 平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第 9号 高原千葉村跡地土地建物等売買契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第10号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第11号 みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第12号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第13号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第14号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第15号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第16号 みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第17号 みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例について |
| 日程第19 | 議案第18号 みなかみ町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例について |
| | 議案第19号 みなかみ町有害鳥獣対策基金条例を廃止する条例について |

て

- 日程第20 議案第20号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 みなかみ町立小中学校統合学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第24号 みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 木工の家）
- 日程第26 議案第26号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第27 議案第27号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第28 議案第28号 町道路線の認定について
- 日程第29 議案第29号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について
議案第30号 平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて
議案第31号 平成30年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
議案第32号 平成30年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい
て
議案第33号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
議案第34号 平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第35号 平成31年度みなかみ町一般会計予算について
議案第36号 平成31年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第37号 平成31年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第38号 平成31年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第39号 平成31年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第40号 平成31年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第31 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	小林洋君
13番	中島信義君	14番	阿部賢一君
15番	高橋市郎君	16番	山田庄一君
17番	久保秀雄君	18番	小野章一君

欠席議員 なし

会議録署名議員

3番	鈴木美香君	12番	小林洋君
----	-------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋康之	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	笠木淳司君
教育長	田村義和君	参与	田村秀君
会計課長	田村雅仁君	総務課長	原澤志利君
総合戦略課長	桑原孝治君	エコパーク推進課長	高田悟君
税務課長	岡田宏一君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	鈴木伸一君	生活水道課長	金子喜一郎君
農政課長	松井田順一君	観光商工課長	宮崎育雄君
地域整備課長	古川文雄君	学校教育課長	杉木隆司君
生涯学習課長	高橋宏治君	水上支所長	林和也君
新治支所長	原澤達也君		

開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところを定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより平成31年第1回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、3月定例会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

春を感じる暖かい日が続き、農家では農作業の準備が始まった様子が見られるようになりました。

ことしは平成最後の年であるとともに、新しい希望に満ちた新元号を迎える年でもあります。

12月定例会以降、閉会中にも議員各位におかれましては、施策や交流促進のため、調査活動を行っていただき、また、各常任委員会、特別委員会を開催され、施策の検討をいただきました。

熱心な議員活動に、敬意を表する次第であります。

1月11日開催の賀詞交歓会、さらに13日成人式には議員皆様のご出席をいただき、大変ありがとうございました。

また、1月24日から、小野議長にも同行を願い、台湾の台南市を表敬訪問してまいりました。

台南市とは、2013年に友好都市協定を締結してから、マンゴー交流、学生交流、観光交流、人事交流など、さまざまな交流を実施し、その成果を上げてまいりました。今回は、そのお礼の意味も含めまして、台南市長、台南市議会議長と面談を行ってまいりました。2017年2月より、台南市文化局のご協力をいただき、古跡を借り受け、みなかみ町情報館として情報の発信と交流の拠点として活用し、観光振興に努めてまいりましたが、ことしで丸2年を経過しますので、1つの区切りとして閉館することにいたしました。その閉館イベントを26日に実施してまいりました。今後は、新たな交流方法を模索してま

いりたいと思っております。

小中学校の統合については、12月定例会において方針をお示しさせていただきました。2月1日から地区中学校保護者説明会を開催しております。議員各位におかれましても、ご出席をいただきありがとうございます。3月からは、月夜野地区の小学校保護者説明会を開催いたしますので、議員各位のご出席をお願いいたします。みなかみ町の将来を担う子供たちのために大人の責任として、教育環境の整備を進めてまいりたいと思っております。

さて、毎年総務省によるふるさとづくり大賞の表彰が行われております。これは、ふるさとをよくしようと頑張る団体、個人を表彰して、ふるさとづくりへの情熱や思いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的に行われております。

ことしは2月4日に表彰式が行われ、みなかみ町での自伐型林業の推進や国産家具メーカーとの連携による広葉樹の製品化、ユネスコエコパークを活用したブランド化などが評価され、自治体部門における総務大臣表彰を受けました。

今3月定例会は、新年度平成31年度予算案の提案をさせていただきます。私になって、初めての予算編成になります。これまで、皆さんとまちづくりへの意見交換をしてきましたが、緊急に取り組むことから予算編成をさせていただいております。

さて、今議会に提案いたします案件は、報告1件、承認1件、人事6件、条例に関して15件、補正予算6件、予算6件、その他7件であります。詳細については、後ほどご説明させていただきますので、慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてご挨拶とさせていただきます。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小野章一君） 議事日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

3番 鈴木美香君

12番 小林洋君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（小野章一君） 議事日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月5日より、3月15日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月5日より3月15日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（小野章一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告をいたします。

12月定例会後、閉会中とはいえ大変多くの諸行事があり、副議長を初め各委員長、各委員の参加をお願いをいたしまして、ご協力をいただきました。

12月20日には、利根商業高等学校の平成30年度文化活動発表会が開催されました。地域のごみ拾いを通じて環境問題等を考えるクリーンアップ運動や、日ごろの授業や部活動における文化的活動の成果発表や表彰などが行われました。利根商業高等学校の今後ますますの飛躍を期待するものであります。

12月25日には、利根郡町村議長の臨時総会が開催され、加藤 生前理事の後任として、永井一行昭和村議会議長が新理事に就任されました。

翌平成31年1月6日には、消防団出初め式が挙行されました。

近年、大型台風や異常気象等による豪雨に直面し、多くの災害が各地で発生しております。このようなときに当たり、地域住民と最も密接な関係を持って活躍されている消防団の皆様方がこれらの災害に対処するため、日々訓練に積極的に励まれておりますことに、新年に当たり改めて感謝の意を表すところであります。

1月11日には、本町の公務につかれていますの方々をお招きして、みなかみ町新年賀詞交歓会が盛大に開催されました。

新しい年を迎え、本町のこれからの発展に向けて各方面の皆様方と意見交換ができましたことは、大変喜ばしく、心より感謝申し上げます。

1月13日には、みなかみ町成人式が挙行されました。

217名の新成人の皆さんには、これを契機として、これからの人生に誇りと責任を持って大いに前進し、あすの社会を明るくする原動力となれるよう、より一層の社会参加を期待するものであります。

1月15日から16日の2日間の日程で、産業観光常任委員長並びに1期、2期議員の皆さんとともに石巻市議会を表敬訪問しました。みなかみ町は、石巻市へ継続して職員を

派遣しており、災害後の復興の状況などについて行政視察をしてまいりました。

1月24日から27日の4日間の日程で、鬼頭町長とともに台湾台南市を表敬訪問しました。

台南市議会、郭 信良議長並びに台南市、黄 偉哲市長とお会いすることができ、今後の交流についての意見交換を行いました。

2月2日には、町内小学校がそれぞれの地域の特徴を生かして、自然や地域に関する学習に取り組んでいるその成果を発表する環境学習発表会が開催されました。それぞれの学校から発表された内容は、まさにみなかみユネスコエコパークの理念に結びつくものだと深い感銘を受けたところであります。

2月14日には、利根沼田地域県政懇談会が開催され、県の平成31年度予算概要及び主な取り組みについての説明があり、利根沼田地域の課題や今後の行政運営のあり方について活発な意見交換が行われました。

2月19日には、群馬県町村議会議長会総会が開催され、去る2月6日開催の全国町村議会議長会において、森下 直前議員、久保秀雄議員、高橋市郎議員、私小野章一の4名が町村議会議員15年以上在職者表彰を受けたことが報告され、その賞状と記念品が群馬県町村議会議長会長より伝達されました。

3月1日には、利根沼田学校組合立利根商業高等学校の第46回平成30年度卒業証書授与式が挙行され、学校組合議会議長として出席してまいりました。

その他日程は、議会事務局で閲覧されるようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

日程第4 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 議事日程第4、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分の報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第1号につきましてご説明を申し上げます。

本損害賠償事案は、公用車での交通事故による損害賠償事案でございます。

状況といたしましては、平成30年12月28日、午前6時ごろ、町道湯原94号線の除雪作業中バックした際、停車中の車に過って接触し、後部ドア及びバンパーを破損したものであります。

損害賠償の額は30万円であります。地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年2月1日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

議長（小野章一君） 以上で報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

日程第5 承認第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第5、承認第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第1号につきましてご報告申し上げます。

本損害賠償事案は、町道管理の瑕疵による損害賠償事案でございます。

状況といたしましては、平成30年3月30日、午後8時30分ごろ、町道鹿野沢大穴線を水上方面に走行中、対向車が来たため、道路側溝の上を走行した際、何らかの原因で縁が変形し、突起していたグレーチングに乗り上げ、前輪左ホイール及びタイヤを破損したもので、損害賠償の額は2万4,000円でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年2月1日に専決処分を行ったところでございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 次に、承認第1号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 道路形状が若干普通でなかったということで、こういう事案が発生したと思います。今年どういうわけか道路によく穴があいて、そこに車が走っていてパンクしたというような事例も聞いております。

町道においても、そういった場合については損害という対象になるかどうかお伺いします。損害賠償の対象になるかどうかお伺いします。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

道路に穴があいていて、そこに車が走行したときに損害賠償の対象になるかということですが、それが仮に瑕疵ということであれば、対象になるということだと思います。以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 今、課長のほうから説明をいただきましたけれども、通常走っているときにそこがどのぐらいの深さの穴かどうかというのは、多分わからないで走っている人が多いと思うんですよ。そこに多分ほとんど水がたまっている状態だから、普通の深さが3センチや5センチだと多分そういう心配ないと思うんですけれども、多分10センチぐらいになるとバーストを起こすというようなことを聞いておりますので、そういうのが町道でも

あったかも含めて、ちょっとお答えしていただければと思います。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

以前には、そういうこともあったと思います。管理瑕疵ということで、災害とか、穴が災害になるかどうかは分かりませんが、災害で土砂が崩れてそれに突っ込んだとか、そういう場合は管理瑕疵とならない場合がありますけれども、穴があいていて、放っておいた場合には、瑕疵ということで損害賠償の対象になるというように考えています。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

14番（阿部賢一君） 除雪でその地域を熟知している運転手の方は問題ないんだと思うんですけど、やはりなれなくて、初めての路線という方については、雪の下のものがわからず、例えばやはりグレーチングなんかをひっかけてしまう。また、それがなかなかやはり仕事の関係で翌年度の事業じゃないと直せないというようなので、しばらくの間、大分放置している箇所が実際にありました。

やはり、その間、いわゆる安全対策で土のうを置いて、いわゆる車がすれ違えないということで、非常に地域の方には不便をかけておりました。やはり、そういう箇所は前倒しの面から早急に修繕なり平常の通行ができるような対処をお願いしたいと思いますが、その点について、課長立っているからそのままお願いします。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 古川文雄君登壇）

地域整備課長（古川文雄君） お答えします。

わかり次第、早急に対処できるものは対処していきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第1号の質疑を終結いたします。

これより、承認第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。

承認第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のと

おり承認されました。

- 日程第6 議案第1号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第2号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（小野章一君） 日程第6、議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第1号から議案第3号まで、いずれも固定資産評価審査委員会委員の選任に関するものでありますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号についてご説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております、みなかみ町入須川1872番地の神保進氏が平成31年3月24日をもって任期満了となります。

引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号についてご説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております、みなかみ町月夜野697番地13の櫛渕哲夫氏が平成31年3月24日をもって任期満了となります。

引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お二人とも人格識見ともにすぐれ、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。なお、任期は平成31年3月25日から平成34年3月24日までの3年間でございます。

続きまして、議案第3号についてご説明いたします。

現固定資産評価審査委員会委員である、みなかみ町高日向427番地2の阿部正一氏が平成31年3月24日をもって任期満了となります。

次期委員として、みなかみ町川上197番地3の木暮勤氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

木暮氏は、みなかみ町総務課長などを務められ、人格識見ともにすぐれ、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。

なお、任期は平成31年3月25日から平成34年3月24日までの3年間でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。
議案第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。
次に、議案第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。
次に、議案第3号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。
これより議案第1号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。
議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。
議案第2号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

これより議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外について

議長(小野章一君) 日程第7、議案第4号、みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第4号についてご説明申し上げます。

農業委員の選定に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、農業委員の過半は認定農業者であることが求められております。しかしながら、認定農業者数が農業委員定数の8倍に満たない市町村においては、認定農業者OBや認定農業者の親族等についても議会の同意を得た上で、認定農業者に準ずる者として取り扱うとの例外規定が設けられているところでございます。

さらに、この規定によりがたい場合については、議会の同意を得た上で、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とすることができるとされております。

みなかみ町における認定農業者数は、定数の8倍を満たしておらず、委員の過半数を認定農業者及び準ずる者とするについても困難を生じるものであります。

したがって、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするについて、議会の同意をいただくものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高橋君。

15番(高橋市郎君) ただいま町長の説明の中で、いわゆる認定の委員の定数の8倍の認定農業者があるということが要件ということだと過半数ということだと思んですけども、今みなかみ町における認定農業者数は何戸ありますか。

議長（小野章一君） 農政課長。

（農政課長 松井田順一君登壇）

農政課長（松井田順一君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、町の認定農業者数79名という形で把握しております。

議長（小野章一君） 高橋君。

15番（高橋市郎君） 農業振興を図るなり、いわゆる農業に対する補助事業を申請する等の中で、いわゆる認定農業者というものが採択の要件になるというようなことを聞くわけです。私も認定農業者になる段階のときに町の説明がいわゆる個人に対しては、あの当時ですよ、もう何年前なんですけれども、それほどのメリットはないけれども、町として認定農業者数がある程度ないと、町の農業振興に対する補助申請をしたりするときの採択に影響するんで、ぜひなっていたきたいというような説明があったように理解をしているんですけれども、町長も以前は農業委員会にもおられた、いわゆる農業関係の職に携わっていて、私が言うよりも何倍も詳しいことは承知なんですけれども、そういった中で、現状はいわゆる農業者個人が補助事業を申請するようなときには、認定農業者になりなさいという指導、認定農業者でないと補助事業を認められないですよというようなことがあろうかと思うんですけれども、町として、町全体として農業振興のために、また個々の農業補助事業なりで農業を一生懸命やろうという人に対しての町としてのメリットがあるかどうかという、個人に対してなかなかないんですね。

そういう中で、認定農業者をふやそうという努力を町としてどのようになさっているか、その点ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（小野章一君） 農政課長。

（農政課長 松井田順一君登壇）

農政課長（松井田順一君） ただいまの質問にお答えいたします。

認定農業者につきましては、現在79名と申し上げましたが、高齢化ということがございまして、やめたいというような方もいらっしゃるんですが、その辺をどうにか説得という方もいるような状況であります。お話をさせていただき、認定農業者を続けていただいている。あと新たに農業に就業された場合すぐ認定農業者になれるかという点も実績というものがないと難しいと思いますので、その方の経営状況を見させていただきましてその都度ご相談をさせていただいて、認定農業者になっていただけませんかというようなお話はさせていただいているところであります。

あと、認定農業者に何がメリットかと言いますと、やはり設備投資等をされるときに補助金が受けられるという、大規模に経営することが可能になるということがメリットだと思われまして。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） 3回だから、3回目です。

今の課長の説明の中で、個人に対して町が何らかの支援をするということは余りないんですね、現状。

しかしながら、認定農業者をふやす努力というものを今の課長の説明だといわゆる個人が努力をし、それに対して見てあげる。そうじゃなくて、町として認定農業者になれるような支援というものをしていくことが必要ではないかということをお願いなんですけれども、その点についてどうですか。

議長（小野章一君） 農政課長。

（農政課長 松井田順一君登壇）

農政課長（松井田順一君） お答えいたします。

後継ぎ等の問題もあると思います。そういった方をふやしていただくことによって、認定農業者になっていただくことが一番よろしいかと思われまます。支援といたしまして、あとはこういう地区にこういう農地があるんですけれども、耕作しませんかというような中間管理事業を用いて土地等の情報提供させていただいて、経営規模を拡大していただけるようであれば、認定農業者としてなっいただくことは可能かと思ひます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について

議長（小野章一君） 日程第8、議案第5号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第17条の規定により、8番高橋久美子さんの退席を求めます。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

みなかみ町農業委員19人のうち、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のないものを1人以上含めることが求められております。

高橋久美子氏を農業委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について、質疑はありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） 19名の農業委員を一括して本来は提案をされるのではないかなと思ったんですけども、議会推薦というシステムがなくなったわけですね。そういう中で、これをあえて1名別枠で別の議案として提案したその理由というものはどこにあるんですか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） どうせなら一括で提案ということよりも、高橋久美子さんをただいま提案させていただいたわけですけども、議員さんの中からということなので、わざと議案を分けさせていただいたということです。

議 長（小野章一君） 高橋君。

15番（高橋市郎君） ちょっと、それ違うんじゃないんですか。

議 長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） 基本的には同じというか、議員として、議会議員の代表としてご推薦をいただいているということではなくて、この審査会に私と副町長で同席をさせていただいた際に、今回の高橋久美子議員のご推薦は農業委員会女性ネットワークのご推薦だったと記憶しております。

ただ、議員という資格でございますので、議案をあえて分けさせていただいて、残りの18人の農業委員さんの選任については、議員として採決に立ち会えるようにという配慮をさせていただいて、議案を分けさせていただいた。考え方はそういうことでございます。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） 聞けばわかるわけですけども、いわゆる別枠で、しかも職業欄が議員ということになっていますよね。本来、先ほど来、私が言っているように、職業が農業であるべき人がやるべきことじゃないかと。以前は、農家登録をしてある方なら選挙制であったためにどなたでもなれるということがあったわけです。

しかしながら、前回3年前の改選から町長の任命という形になったというふうに思うんですけども、その時点でいわゆる議会推薦というものはないという説明があったように私捉えているんですけども、今、女性ネットワークからの推薦ということがあったんですけども、その認定農業者女性何とかネットワークの推薦ということでここに提案をされているというのは、それはいいんですけども、なぜ職業の、ほかの農業委員さん全て職業農業です。それなりに経営の概況についてもあるわけです。残念ながら、この案件に

対してはそういうことが全然ない。そういうことでもよろしいという解釈で提案をされているでしょうか。

議長（小野章一君） 農政課長。

（農政課長 松井田順一君登壇）

農政課長（松井田順一君） お答え申し上げます。

先ほど、提案理由の中で申し上げましたとおり、中立的な立場ということで、農業以外に携わる方の有識者という形で、今回、前回に引き続き議員という職にあられます方を1名推薦いただいたわけであります。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町農業委員会の委員の選任については原案のとおり可決されました。

8番高橋久美子さんの退席を解きます。

日程第9 議案第6号 みなかみ町農業委員会の委員の選任について

議長（小野章一君） 日程第9、議案第6号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

みなかみ町農業委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

委員の氏名は、櫛淵武重、星野敏雄、内海博光、高橋公利、廣田尚夫、石坂哲次、今井育男、吉野拓夫、星野榮一、阿部均司、森下一郎、本多偉男、本多通治、原澤幸好、原澤章、田村隆司、内海美津江、高宮玉江、以上の方については、農業に識見があり、地域の

リーダーとして活躍されており、団体等からのご推薦をいただいております。農業委員として適任と考えますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について、質疑はありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） たびたびすみません、いわゆる農業委員会というのは、町の農業振興に大きく寄与する団体であるというふうに私は理解します。個人の財産である農地に対して、制限を加える大きな権限を持っているわけですよね。私有財産でありながら、それは農地法という法律の中で行われることだと思うんですけども、いわゆる農業委員会がきちっとその辺をどういうふうに農地を守るのみに、なかなかこれは一般的な話で言うんですけども、いわゆる農地を守る農業委員会、しかしながら、農業振興に対してはどのようなスタンスで農業委員会がいるのかというようなことをよく耳にするわけです。

町の均衡ないいわゆるまちづくりに対して、農地法が農業振興地域なり、そういった法律で均衡ある本来町がよいまちづくりをするための弊害になっているというようなことも時々あるわけです。

1つの例をとると、農地の基盤整備をするときに、8年経過をすれば、それは以前の話ですけども、8年たてばそれなりに農地転用もできますよという説明の中でやった。しかしながら、国の方針だからこれはしょうがないけれども、国の方針が変わった中で、非常に最近では農地転用が厳しくなっている。うちの近所でも次男坊、三男坊に家を建てようと思って、いわゆる農地の端っこ、今の農地法で一くりが今10ヘクタールぐらいになったのかな、前20ヘクタールぐらいだったと思うんですけども、10ヘクタールぐらいになった。その区画というものが道路を、普通道路があれば、大きな国道があればそこで区切られるんかと思うと、それは県の解釈は今度違うんですね。もっと広く解釈する。それで、次男坊に家を建てようとしたら、その農地転用に3年かかったそうですね。

若い人が家を建てようというのにもかかわらず、それはいわゆる県に問い合わせると、地元の農業委員会が認めないからだと言う。地元の農業委員会に言わせると、県が認めないからだと言う。その辺の言い争いになっているらしいんですけども、その辺をきちんと農業振興をどうするかという話にするような農業委員会に今回は選挙でなくて、町長が指名をした委員会であるので、その辺をきっちりやっていただけるような農業委員会になっていただけるような方向にさせていただけるといいなと思うんですけども、その辺どうですかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 農業委員さんは農業を主に経営活動をしているわけですから、農業の専門家であると思うんですよね。やはり、農業にかかわる人が農業振興考えていただくのが一番的確な判断ができるんだというふうには思っています。ですから、今までもいろんな提言を農業委員会として町にいろんな提言をしていただいたことがありますけれども、これからはぜひ農業振興の観点から町にいろんな提言をしていただく、そういう活動もあわせて

やっていただきたいなという、私はそういう気持ちであります。

それと、もう一つ、転用の話がありましたけれども、転用について確か非常に厳しいところがありまして、市郎議員がおっしゃっていた8年たてば転用がおきるんだよという、昔はそういう説明もあったようなことも聞いておりますが、国はそんなことは考えていないですね。補助金を使って、国のお金を使って農地整備をするんですから、その農地整備が終われば、それは国は1種の農用地だという解釈でありますから、それを農地以外で使うということはかなり規制がありまして、なかなか基準に合わないという許がおりないという事例はあるんだと思うんですね。

ただ、余り農地以外に使えないということになっていくと、まちづくりの観点からもなかなか発展性が望めないということは確かにあるんだと思うんですね。その辺は、町の土地利用の観点からとか農業振興の観点からとか、いろんな方面から見て、土地利用を考えていかなければいけないかなというふうには思っております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

本多君。

7 番（本多公保君） ただいまのちょっと、関連質問、高橋議員に対しての関連質問ですけれども、以前、産業観光委員会で農政課長さんに伺ったことがあるんですけれども、高橋議員がおっしゃること本当に私も痛感したことがあるんですけれども、指定公共団体にされれば、申請してなると、市町村で農転の決裁を県に上げなくても決裁できるそうです。そういう制度があるそうですけれども、その辺の検討をもう一度お願いしたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 農政課長。

（農政課長 松井田順一君登壇）

農政課長（松井田順一君） お答えします。

先ほどの本多議員の質問につきましては、現在年1回の農振除外をやっているんですけれども、それを複数にできないかということも言われておりまして、農振除外には事務的に最低でも8カ月程度はかかるということをございまして、それをじゃ年2回にするにはどういう手順で、あとは職員の数とかを県内の他の町村の状況を今現在調べさせていただいております。それにあわせて、町で農振除外の手続がとれるような団体になれるかということもあわせて調査をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。
議案第6号、みなかみ町農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第6号、みなかみ町農業委員会の委員の選任については原案のとおり可決
されました。

日程第10 議案第7号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長（小野章一君） 日程第10、議案第7号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題
といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第7号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在、教育委員会委員として、平成24年11月よりご活躍いただいております根津公安氏が3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

根津公安氏は、豊富な経験を持ち、人格識見とも申し分なく、教育委員として適任者であります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本委員の任命について議会の同意を得たく提案するものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、平成31年4月から平成35年3月までの4年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結について

議長(小野章一君) 日程第11、議案第8号、平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第8号につきましてご説明申し上げます。

行政事務用パソコンにつきましては、セキュリティー等保守サービスが平成32年1月で切れるため、本年度の更新台数80台を除き、170台の更新が必要となっております。本年度の更新に当たり、入札を執行した結果、新たに50台ほどの購入が可能になったことから、消費税が増税となる前に購入を済ませることにより経費の縮減を図ることが可能となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、既契約業者と随意契約を行うものであります。

2月22日に見積もり入札に付した結果、前橋市本町2丁目2番16号、株式会社前橋大気堂代表取締役社長、降旗 崇が734万4,000円にて落札となりましたので、購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより議案第8号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部君。

14番(阿部賢一君) 更新は、これはしょうがないことだと思うんですけども、その古いパソコンは行く末どのようなようになるのでしょうか。

議長(小野章一君) 総務課長。

(総務課長 原澤志利君登壇)

総務課長(原澤志利君) お答えします。

古いパソコンについてということでございますが、以前、林 一彦議員がそういう同じようなご質問をされた記憶がございます。そのときは、他のところで使えるケースはないかというようなことは考えさせていただいたところでございます。

実際には、全て例えばハードウェアとか全部真っさらにして、提供すれば使えるんじゃないかというようなこともあったんですけども、完全に中に入っている情報が真っさらにはできるかどうか非常に難しいというところを聞いておりますので、現在は他での流用はさせていないということで、そのまま処分をさせていただいております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） もう何年かこういった行政用のパソコンの交換ということになってはいますけれども、あと何年、全体で何台ぐらいあって、あと何年ぐらいでそういった行政用の交換というのは、今わかりますか。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） 総数につきましては、はっきり細かい数字までは、ちょっと存じてないんですけども、4百何十台というふうに記憶してございます。

先ほども町長の提案理由の中で、残り170台ということでございまして、今回50台更新させていただければ、残り120台の更新で、先ほども町長の提案理由のとおりセキュリティが切れてしまうまでに全て更新は終了するということになります。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

14番（阿部賢一君） 総務課長の答弁は行政で使って、いわゆる情報の流用とか保護しなくちゃ、それから流出しちゃうと大変だということなんですけれども、たしか官公庁のパソコンは何か出ている。要するにリサイクルじゃないですけども、販売しているように記憶しております。

やはり、何か総務課長の答弁している、そういう努力をしている何かしていないんじゃないかというような答弁にしか聞こえないんですけども、やはり物は大切に皆さん、町民の税金だけじゃないにしろ、個人の持ち物じゃないわけですから、町の持ち物を自分のものだったら、そんな簡単に新しいのを買ったからばいという方はなかなか少ないんじゃないか、中古で何か売ればというようなことを探すと思うんですよね、努力は。

だから、やはり物は大切に。何かそういう方向で、消防自動車なんかそういう形でオークションにかけるいろいろ取り組みは評価するんですけども、やはりパソコンなんかやはりそういう努力をしっかりしていただきたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 物を大切にするという心は非常に大事だと思います。有効に利用できるように検討していきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

14番（阿部賢一君） 検討という話なんですけれども、やはりその検討は後にどういう検討して、どういう結果になったということはここで聞いているわけですから、議会に報告してください。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、平成30年度行政事務用パソコン購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 高原千葉村跡地土地建物等売買契約の締結について

議長（小野章一君） 日程第12、議案第9号、高原千葉村跡地土地建物等売買契約の締結についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本契約は、千葉市高原千葉村が本年3月31日をもって廃止されることに伴い、町がその跡地となる土地及び建物等を確保するための売買契約であり、地方自治法第96条第1項第8号及びみなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に基づき提案するものであります。

土地、建物の所在地は、群馬県利根郡みなかみ町相俣字上原2260番1、ほか86筆。
地目は、宅地、山林、雑種地、原野、ほかであります。

地籍は、公募地籍で41万4,430.61平方メートル。

金額は2,043万円、うち建物にかかる消費税が87万5,112円です。また、内訳は、土地が861万6,000円、建物が1,181万4,000円です。

契約の方法は随意契約で、契約の相手方は千葉市長、熊谷俊人であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について、質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 高原千葉村については、千葉市による運営撤退表明に端を発して今回市有財産、土地、建物等を売買契約という動きになっていると承知をしております。運営撤退に伴う売買でありながら、契約内容において、利用可能な跡施設を中心に公共公益の用途に供さなければならないだとか、用途期間10年であり、用途指定期間が7年、3年間の猶予期間ということで承知をしております。

さらに、詳細な内容といたしましては、指定期間内での所有権移転の禁止や使用用途、指定期日及び指定期間の変更解除、もしくは所有権の移転、または買い戻しの特約の解除をする必要がある場合には、詳細な事項を付した書面によって千葉市に申請をして、承認を得なければならないとか、違約金の規制でありますとか、余りにも運営撤退をする千葉市側、売り手側に有利な内容になっているのではないかと私自身は思っているわけであります。その点、見直しを含め、町長として見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） この高原千葉村は、豊かな自然環境における千葉市民の余暇活動の充実及び青少年の健全な心身の育成を図り、福祉の増進に寄与することを目的として昭和48年7月に林間キャンプ場等を皮切りに昭和50年11月に青少年自然の家、昭和53年11月に市民ロッジが次々に開設をされました。千葉市の中学生を中心に多くの千葉市民やお客様をピーク時で年間7万5,000人ほどを受け入れ、46年間という長い期間にわたり、本町の雇用や経済活動に大きく貢献をしております。

町が買収するまでに至った経緯について申し上げますと、本施設について閉鎖の検討を始めたのは、熊谷市長が平成23年8月に行政改革の一環として実施した事業仕分けでサマーレビューに施設のあり方について検討すると掲載され、担当部署である千葉市市民総務課が施設の譲渡可能性について検討を進めることになったことが事の始まりでございます。

その後、町に対して平成25年8月に千葉市から千葉市高原千葉村の譲渡についての協議文書が提出をされました。条件として、無償で施設を譲り受け、今までどおり千葉市の生徒受け入れ、施設を運営することが示されておりました。そこで、町で独自に検討を進め、平成26年12月に条件を受け入れるかわりに概算修繕費用として、6億5,000万ほど要望いたしました。しかしながら、平成28年9月に千葉市から、千葉市高原千葉村の譲渡に係る諸条件の要望についての回答として、施設の修繕はその費用の負担など、町からの要望に応えられない。今後は、中学校自然教室による利用を前提とせず、民間のノウハウによって土地を有効活用する方法、あるいは町の事業用地として活用することについて協議、検討をしたい旨の回答がありました。

その間、議会では、平成25年11月に臨時議会において、高原千葉村調査検討特別委員会を設置され、協議に入っていただきました。その後、まちづくり振興特別委員会に移行され、平成29年3月高原千葉村の活用構想の提案として報告をされたところであります。

この間、地元では、赤谷、相俣、猿ヶ京区の3区で千葉村存続対策委員会を設置し、当初高原千葉村の運営継続の要望をされておりましたが、高原千葉村の運営が困難であることを次第に受け入れられ、41ヘクタールという広大な土地が外部の見知らぬ民間企業に利用されることを不安視し、安全面や防災面などの観点から、みなかみ町が主導権を握りながら民間活用等の新たな事業展開を要請されるに至っております。

このように長い期間を経て協議した結果、町は、平成29年8月に教育研修研究施設として民間活用を導入し、活用していく方針を千葉市へ提示しました。平成30年3月に町と千葉市とで千葉市高原千葉村譲渡に関する覚書を締結し、平成30年度当初予算として、土地、建物を取得する費用を予算化しております。

今後、契約上10年間は利用可能な施設を中心に公共公益の用途に供さなければならないとされておりますが、千葉市との協議において、指定用途、指定期間及び指定期間の変更、解除、もしくは所有権の移転、または買い戻し特約の解除について、地域の活性化を目的に行う事業であれば、収入を得ることで対応可能な契約内容になっております。また、取得後は町主導のもと、民間活用導入の検討を進めることが可能になります。

みなかみ町は、平成29年6月にユネスコエコパークに指定され、認知度も徐々に高まってきており、今後ますます人と自然が共生するまちづくりを進める必要があります。そうした中、この広大な高原千葉村跡地を町主導で民間企業と連携しつつ、有効に活用することが地域の活性化につながると考えております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 売買について反対をしているわけでは決してありません。契約の内容が余りにもきついのではないかとこのことを申し上げているわけでありまして、民間が手を挙げようにも縛りがきつく挙げようがないと、またそれが到底無理な状況ではないかな、この契約のままではと、そういうことを申し上げております。

先ほど、町長の回答の中で、地元雇用にも寄与してきたという発言がありましたけれども、こういった状況下で地元雇用に近い将来において、寄与がまた継続できないのではないかとこのことを心配しておりますので、その辺はどうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 契約の内容が余りにも売り手の側に立った契約内容じゃないかというご指摘だと思いますが、それはやはり売る側の立場のほうが強いんだと思うんですね。我々は買うほうですから、向こうの条件を飲まなければ売ってもらえないわけですから、ある程度向こうの条件を飲む、そういう姿勢は必要なんだと思うんです。ただ、我々は、みなかみ町はみなかみ町の考え方を今までいろいろ千葉市に提案してきました。それが今の形で落ちついたというのでご理解いただきたいと思っております。

それから、これから雇用の形態がどうなっていくのかということだと思っておりますけれども、契約の中身については3年間の検討期間があります。その後、7年間公共の用途に使用してくださいという規定になっておりますので、今後の3年間の間に今後どういう利用形態が望ましいのか皆さんと協議しながら、検討していきたいということでございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） 昨年の新年度予算のときに公有財産購入費として、予算については議会のほうでも認めたと思います。そのときにやはり活用については、早急に示してほしいとか、また特別委員会の中でも構想を示せというような内容で終わっているかと思います。

その後、担当課のほうから私も聞いているのは、キャンプ場のみ営業して、高压線下の補償ですか、その金額が400万ほどいただけるのでその範囲で営業するという話なんですけれども、建物についてはそのまま使用しなくて、仮に3年間使用しないとすれば、中の水回りやそういうものは全てが恐らくだめになってしまうと思うんですよ。ポイラーも当然そうですし、キャンプ場についてもやはり光熱水費だとかそういう部分を考えたり、温泉は恐らく使うということになると、400万円やそのぐらいではどうにもならないんじゃないかと思います。それでこの契約をまた、認めてしまえばやはりもし建物をリニューアルすると、以前上毛新聞だと思いますが、10億ほどかかるとかそういうような新聞報道もされておりました。

もう少し議会のほうに具体的なものを示して、それからでもこの購入契約というのはやることはできないのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私も当初は、この売買契約を締結するに当たって、今後の利用形態をセットで議会の皆さんに提案できればいいなというふうには思っていました。担当部署でいろいろ検討してもらったんですけれども、じゃこれがいいという案がなかなか出てきておりません。したがって、今回これを契約ができなければどうなるかと、その辺はちょっと担当課長に聞かないとわからないんですけれども、今後の利用形態をどうするかというのが詰まってから、じゃ契約したらいいじゃないかという話になると、やはり時間をかけないと無理なところがあるんだと思うんですよね。

ですから、3年間の期間がありますから、その間に十分検討して、町民の皆さんも喜んで使っていただけるような施設にしていきたいというつもりで今回は譲渡契約をさせていただきました。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） 今、町長のおっしゃられたことは、これから3年間ぐらいの間にいろいろ考えるという話なんですけれども、私がぜひお願いしたいと思うのは、やはり具体的な方向が出るまでその契約を延ばすことができないのかという部分です。非常に難しいということはあるんですけれども、優秀な課長さんがいますから、そこら辺を千葉市のほうと話し合いを進めていただいて、ぜひもう少し町のほうの結論的にいいものが示せるようになったところで契約していただきたいと思います。

やはり、今この土地を、土地と建物を買って、負の財産というものになってしまうことが一番怖いことで、税金投入すごい金額になりますよね。仮に、これが使えなくなって取り壊すとすれば、やはり何億という金をかけて取り壊します。町民の税金をやはり大切に

使っていただきたいと思ひまして、こういう話をしております。ぜひよろしくお願ひいたします。

議 長（小野章一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 宮崎育雄君登壇）

観光商工課長（宮崎育雄君） ただいまの質問に関連してお答えします。

この件については、千葉市としてはみなかみ町に事業用地として使っていただくか、あるいは民間に売り払う、その二者択一というような方針が示されております。そこで、町として選択したのが1度みなかみ町で取得するというところでございまして、これ以上延ばすということはちょっと現実的ではございません。今までもかなり時間をかけて、ここまで来た経緯もございまして、ここで決断をしたということだと思います。

以上です。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） ただいま、みなかみ町が利用するか、あとは民間というお話があるんですけども、これは当然そういう話になると思います。それで一部、中には民間に行った場合に産廃の処理場、処分場、そういうことに使われる可能性もあるというような話をしている人もいますのでございますが、私は仮に千葉市、自治体もそうなんですけれども、他県にその産廃処理場をつくらせるような恐らく自治体というのはないと思います。もし仮に今みなかみ町が山形県に海岸沿いに土地がありますよね、鼠ヶ関。そこにそういう話があったときに、恐らくこの町の町長はそこは返事をするようなことはしないと思います。当然、世論が問題がありますので、だからそういうことは恐らくないというふうに私は考えております。

そんなこともありまして、ぜひ負の財産と言うんですかね、それを購入するんじゃなくて、もう少し検討をしていただけないかということが私の願ひです。

以上です。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 先ほど、観光商工課長も申し上げたように、もう長年時間をかけて検討、千葉市とみなかみ町で検討してきてこういう結論になったわけですから、もうこれ以上、私は引き延ばすことはできないんだと思うんです。もう最終的に今回この議決が承認なされなければ、町はもう高原千葉村から手を引くんだというつもりぐらいのつもりで私は提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） この千葉村の問題について、25年12月に特別委員会を設けたときから私もかかわってまいりましてというさなか、みなかみ町が合併してから負の遺産が相当数があるということを考えて、やっぱりこれを町で引き受けるのは難があると、将来みなかみ町にとって、健全財政を目指す中で、こういったものを引き受けたことによって、リスクは相当大になってくるということ懸念してまいりました。

しかし、今回こういう形で、みなかみ町が売買契約という方法を今議案として出されてきました。石坂議員、鈴木議員がおっしゃったことも理解はしております。しかしながら、この大きな広大な土地、建物、これをどうするかという青写真というのが現在のところは見えていない。町長は、3年かけてそういった方向をしっかりとやっていきたいというふうに答弁していますけれども、やはり議員皆さん方に理解してもらうには、これこれこういうことをするんだということをしかり示してからということが第一だと思っていました。それをただ取得して、それから考えるんだというようなことは、なかなか今の社会情勢では難しいかなということだと思います。まして、千葉市があそこを運営していくには、大変だったということから、そういう手放す方向になったという方向だと思います。それをうのみにしてという言い方をすると語弊がありますけれども、それには相当町の覚悟も必要になってくると思いますので、私はこの取得については少し時期尚早かなと、そういう考えであります。

これから、どんな方向というのが今、町長のほうに見えるものがあれば、説明していただければと思いますけれども。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 先ほどから説明しているとおおり、今までの段階でいろいろ検討したけれども、これならいいだろうという案が出てこない。今現在ないということですよ。ですから、3年間かけてどういう利用法が考えられるのか検討していきましょうという提案をさせていただいているところです。

議 長（小野章一君） 中島君。

13番（中島信義君） 総論では賛成、各論で反対という言葉がよく使われます。やはり、こういった広大な土地、建物等があるものを将来を見据えてこうだというのがわかれば、これはすごく町にとってメリットがあると思います。しかしながら、全くそういう見えないものからこれから探っていくということについて、ちょっと私は疑問が、ちょっとというか、かなり疑問があります。そういった部分を含めて、確かにこの広大な土地、建物等、この金額でというふうに売買の金額数字はこうですけども、あろうかと思えますけれども、今がチャンスというようなことじゃなくて、これが逆になることが私個人とすれば、かなりあるということでこんな質問をさせてもらっているわけですけども、ぜひともこれから健全な町を目指す今さなか、そのさなかでこういったものの負の財産になっていくということは本当に懸念されますので、この辺も踏まえて、町長は今の説明は同じような多分説明が来ると思いますが、私はこれが町にとって、将来にとってちょっと心配であります。その辺については、もし答弁がいただければと思いますが。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 負の財産になるか、未来に輝く財産になるか、それはこれからの検討次第だと思いますので、検討の中で町民に喜んでもらえるような財産にしていきたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） ほかにございませんか。

窪田君。

6 番（窪田金嘉君） 私は、これは負の遺産にはならないと思います。なぜかといえば、そこが戦いです。これを取付しない限りは戦いにできないんですから、まず、私は取得して、その施設を有効活用したい。

それから、石坂議員の条件がきつい、公共公益でなければだめだと、この公共公益があるからこそ、非常に我々の中でうまく戦えると思います。ですから、私は今まで昭和48年から千葉市がああ地域、赤谷、相保、猿ヶ京の雇用を生んできた。これからもそういうことが可能な施設である。私は非常に楽しみにしています。協力して、一生懸命いい施設にして、地域の発展につなげたい。みなかみの発展につなげたいと、私はそう思っております。よろしくお願ひします。

議長（小野章一君） 討論じゃないんだ。

（「すみません」の声あり）

議長（小野章一君） 質疑。

本多君。

7 番（本多公保君） 観光課長に伺いますけれども、1月11日に資料として、我々にいただいた資料ありますね。それで先ほど石坂議員に言われたように、そこにいろいろ条文書いてあるんですけども、利用可能な施設を中心に公共公益に用途をしちやいけないとか、云々はこのまま契約書として、本契約書として使うわけですか。それとも、私ちょっと考えているのは、そこに可能な限りとか、でき得るならとか文字を追加するような形でできるものかどうか、ちょっとその辺のところはプロじゃないんであれなんですけれども、私ちょっとよくわからないんで質問です。

議長（小野章一君） 観光課長。

（観光商工課長 宮崎育雄君登壇）

観光商工課長（宮崎育雄君） ただいまの質問にお答ひします。

全員協議会等でも説明しましたように、契約書の内容を15条に用途指定の変更等という項目を設けさせていただきました。これは、今まで議論になっております公共公益、あるいは公共施設として使わないということになったときに、どういう対応ができるかということでございますが、その折には、書面で千葉市と協議をすることによって対応は可能になるという条文を設けておりますので、そのような場合には、この条文によりまして、千葉市と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

中島君。

（13番 中島信義君登壇）

13番（中島信義君） 先ほど、私も質問させていただきました。それはそれとして、千葉市がどう

してあそこから撤退するという背景はやはり運営上難しくなってきたと、そういうことだと思います。最大に利用するときには、先ほど町長がご説明したとおり6万人、7万人という利用者がいました。それが半分になったということと、それと、運営経費が毎年1億数千万赤字になったというようなことが多分千葉市の中での多分議論になったと思います。

では、それをみなかみ町が引き受けたときにどんなこれから構想を練っていったにしても、大きな負となり得ると自分自身はそう思っております。したがって、これを行政が進めていく上においては、大変大きなリスクを背負うということを考えて、私は質問させてもらったり、ましてここにこの売買契約の内容も含めて反対したいということで討論に立たせていただきました。

以上をもちまして、反対討論といたします。

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 窪田です。

さっきは新人だもので、でかい声を出してすみません。

私は、この件に関しては大賛成ですね。今買わなければいつ買うのかというぐらいに思っています。それから、金額も2,000万ちょいは安いと思っています。

今後、この建物を負の遺産としないで戦う戦い方、経営の仕方は私は頭の中にあります、既に。それから、公共公益に資するような形で運営できると私も自分では思っています。ですから、ぜひともこれを手に入れて、地域の役、もしくは先ほど言いましたけれども、みなかみ町の役に立つような形で運営していきたいと思っております。それを説明しろと言えば、説明ができます。しかし、今の場合はそれは出過ぎていると思いますので、後ほど購入してから皆さんと意見を交わしたいと思っております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

高橋君。

（15番 高橋市郎君登壇）

15番（高橋市郎君） 議案第9号につきまして、賛成の立場から発言をさせていただきます。

長年かけていわゆるこの案件については、特別委員会等で議論を重ねた結果が今ここにあるわけです。先ほど来、さまざまなご意見があるわけでありましてけれども、町長、また観光商工課長の説明の中で、千葉市との協議を再三重ねた結果が現状あるわけです。その長い年月の中で、いわゆる赤谷地区の方々、また猿ヶ京地域の方々からの要望書等も出てきているわけで、地元においては非常に憂慮する案件であると思います。民間に売却をされたときの不安、そのことが大きな争点になったようなこともあったように思います。

そんな中で、町がこれを取得し今後どうするか、そのことを民間を交えた中で、若い職員もいろいろ知恵を出し合い、そして先ほど窪田議員の発言のように宝になるような案をもって、このことを進めている町が取得しない限り新しい民間との協議等もなかなか進ま

ないという産業観光常任委員会での説明もあったように思うわけで、ぜひとも最終決断をしたこの案件については、皆さんの賛同をいただいて、今後未来に向けて、この案件をどうするかという前向きな議論にしていけたらいいのではないかというふうに思います。ぜひとも皆様方の決断をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、高原千葉村跡地土地建物等売買契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小野章一君） 起立多数であります。

よって、議案第9号、高原千葉村跡地土地建物等売買契約の締結については可決されました。

議長（小野章一君） ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は45分ということでお願いします。

（10時36分 休憩）

（10時45分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

日程第13 議案第10号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第13、議案第10号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第11号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第10号及び議案第11号について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第10号ですが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月に公布されたことを受け、労働基準法の一部改正が行われました。

主な改正点は、民間労働法制における長時間労働の是正措置を行うもので、地方公務員においても国家公務員の措置等を踏まえ、時間外勤務命令が行うことができる上限など詳細は規則で定める旨の委任規定を設けるものです。

次に、議案第11号ですが、地方公務員法第26条の5第1項では、公務の運営に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認める場合、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の修了または国際貢献活動のための休業が認められております。

対象となる大学等教育施設は、学校教育法に基づき大学、短期大学などが定められておりますが、平成29年法律第41条による一部改正に伴い、専門職大学制度が創設されたことによる条例の構成が変更され、引用箇所の改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑はありませんか。

阿部君。

14番（阿部賢一君） すみません。間違えました。

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第14、議案第12号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第13号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第12号及び議案第13号について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第12号についてご説明申し上げます。

労働安全衛生法に基づき職員の安全及び健康管理を行うため、産業医を置いて業務をお願いしているところですが、議案第11号での労働基準法の一部改正と同様、長時間労働の是正措置として小中学校教職員について長時間勤務に伴う医師による面接指導が導入され、産業医にこれらの業務をあわせてお願いすることに伴い、報酬額を引き上げるものです。

続きまして、議案第13号についてご説明申し上げます。

みなかみ町が誕生してから13年5カ月が経過いたします。平成20年4月1日からグループ制を導入し、11年間にわたり積極的に夢のあるまちづくりを目指し、行政に取り組んできたところでございます。その取り組みの中で、町民の皆様から町の組織についてグループ制がわかりにくい、相談をしたい案件があるときなどにどの部署に行けばいいのかわからなくて悩ましいなどご意見をいただくことがありました。これを解消するため

ループ制を廃止し、係制に改編をいたします。

また、平成28年度より再任用制度を導入し、多様な住民ニーズに応え、よりよいサービスが提供できるよう長年にわたり培った行政の経験を持つ職員を再任用職員として任用しております。私が町長として特に重点を置き積極的に推進していかなければならない行政課題などが数多く直面しており、そのことに対し再任用職員がより責任のある職責を持ち中心的な立場となり、特命事業としての公務に取り組んでいくため職務の級、内容について充実をさせます。

以上のことから、グループ制から係制への再編及び再任用職員の任用に伴う職員の職務の級についての分類とその基準となるべき職務の内容について、別表第2の等級別基準職務表を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑ありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、産業医というのが出ていますけれども、この産業医というのは今よく病院では何々科とかいろいろなのがあるんですが、全てのことにに関して相談にのってくれるという方でよろしいのでしょうか。また、この産業医その方は町内在住の方なのでしょうか。お願いします。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

職員が長時間労働等で心身等不調になるとかということのないようにそういう方のケアというんですか、そういうことをしていただくために配置しているという考えで置いております。またですから町の職員ということではなくて、業務をお願いしているということでございます。また、産業医は町内の医院でございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 町長の思いを説明していただいて、この部分について理解は示している部分があるわけですが、その上で参事職を新たに設置したことに対する詳細の説明、特に5級職と6級職に参事を設置しているということで、その区分けが困難な業務を所掌する参事と特に困難な業務を所掌する参事と文面ではわかりにくい部分がありますので、その辺の詳細説明をお願いします。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

先ほど町長の提案理由の中でお話がありましたとおり、今特に町長が進めたい施策について特命をもって充てるといような考え方をお持ちでございますので、その当たる職に対して町長のほうとして改めて参事職を設けてそれに充てると、当たっていただくという考えで今回5級、6級に一応そのどちらでも対応ができますように参事職を充てさせていただいております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 特に困難な業務と、困難な業務というその辺の区分けはどういうことなんでしょう。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） そこは特に困難な業務、あるいは困難な業務の区分けについては、町長が最終的に判断いただくということになると思います。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 3回と決められているので、この部分ちょっともう少し後で確認をしたいと思っておりますが、そうすると再任用の職員が全て5級、6級のいずれかに当てはまって職務をしますよとそういうことでしょうか。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えします。

再任用の職員が特に全員参事職に当たるということは、あくまでも任命権者である町長の判断でございますので、全員がそこに当たるという町長の辞令を出せばそういうことになると思います。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

高橋君。

15番（高橋市郎君） 先ほど質問があったようにいわゆる困難な業務というようなこと等があるわけですね。私全協なりで非常にうるさく言っていることの反映されたかなと思うんですけども、いわゆる職員数が非常に少なくなってきました。240人を切ったような状況かなと、今年度も今年度末で退職される方が11人、新採用が3人というようなことをお聞きして、そういうことで大丈夫なのという思いが私あるわけです。いわゆる懸案事項、町長がこれから提案をされるんでしょうけれども、学校統合に対しては非常に力を入れて3億円の基金の積み立てをすると、やる気満々だなという評価がされるでしょう。片や予算のとき言えばいいんだかしれないんですけども、片や火葬場に関しては昨年度ゼロ、やっとな町債費200万つけると、やる気あるのという思いがあるんですけども、そういう業務というものは非常に困難な業務だというふうに私は思うんですけども、その辺の課を横断的な感覚の業務というものもあるかと思いますが。学校統合だって教育委員会だけに任せるわけにはいかない、周辺整備どういう形になるかわからんですけども、地域

整備課の協力ないし課を横断した中でのいろいろ業務に当たるということ、そういう中で参事職がその辺の調整をされるということによろしいのでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今まで再任用の方については、一部の職種においてはフルタイムで働いていただいている職員がいます。ほとんどが短時間勤務といたしまして、週に4日、3日半ぐらいになるのか、の程度の勤務で働いてもらっています。

私の思いとしては、今高橋市郎議員からも指摘があったように、例えばの話ですが、火葬場の話です。もう何年も前から議論がされてきているんですけども、なかなか行政としてどういうふうにやっつけようかという、そこまで行き着いてないという、結論が出てないと思います。まとまってないというんですか、そういう案件が幾つかあると思うんですよね。そういった問題を特に中心に検討していただくと、町民の皆さんもそうですし、議員の皆さんにも説明して納得していただいてこれならいいんじゃないかという方向に導けるようなそういう仕事をさせていただきたいという思いであります。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） 私もちょっと参事の関係でお伺いしたいんですけども、この改正後の表を見ると、6級で参事という、5級、6級に入っているわけですけども、この給与関係だとかそういう部分について、あとは再任用の対象の職員になるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野章一君） 総務課長。

総務課長（原澤志利君） お答えします。

ここには給料表がちょっとついてないのであれだと思いますが、再任用職員については、通常行政の我々の職員の当てはまっているところの2割ぐらい減だったと思っています。今回はその再任用職員の給料表の5級、6級に位置づけるということになると思います。当然その再任用でございますので、再任用の参事職と5級、6級でございますので、管理職手当についても考えているということでございます。

再任用職員だけにとということのご質問だったと思いますが、現在考えているのは再任用職員がそこに当てはまるというふうに考えております。

また、補足ではございますが、32年度に会計年度職員の制度が導入されるということに伴って、32年度からは再任用職員も全員フルタイムで考えていって、今までの培っていただいた知見を生かしていただいて仕事に当たっていただくほうがより町にとって有利であろうというふうに考えております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) 次に、議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第15、議案第14号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第14号についてご説明申し上げます。

現在部長団員階級の報酬について、部長級は1万3,000円、団員は1,000円それぞれ引き上げ、部長級を6万3,000円、団員を2万4,000円とする改正と機能別消防団員制度を導入するため、消防団員の種類として機能別団員を明記し、報酬等について

整備するものであります。これは平成30年3月に消防委員会からみなかみ町消防団の今後のあり方等に関する答申に基づき、利根沼田平均報酬との比較から平均額に近づける改正であり、機能別消防団員制度についても団員の高齢化、あるいは人口減少の進行により団員確保が難しくなっている状況を踏まえ、特定の活動、役割に参加する機能別消防団員を条例で規定し、団員の確保並びに消防団員の負担軽減を図ることを目的として、条例を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑ありませんか。

阿部君。

4番（阿部 清君） 任命についてちょっとお聞きしますが、現行では年齢が18歳以上50歳未満の者となっておりますが、改正案として50歳未満の者が消された理由をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） お答えいたします。

現状50歳を超えても実際には団員としてご活躍いただいているというような事例が数多くみられますので、上限は今回撤廃させてもらったということでございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

4番（阿部 清君） 現役の団員が機能別にいく場合は、そのまま消防団員として継続されるわけでしょうか。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） あくまでも基本的には団員としてご活躍いただきたいんですけども、機能別消防団に移行した場合には、その方は機能別消防団員という形になると思います。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

阿部君。

4番（阿部 清君） すみません、たびたび。ということは、退団はしないでそのまま消防団員ということで継続になるわけですか。退団して機能別は別になるのか、消防団としてそのままか。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） 団員の身分のまま機能別消防団員ということにはならないと思いますので、一度そこで退団をして機能別消防団員という形になるものというふうに理解しております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第16、議案第15号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業については、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により事業を進めておりますが、この条例の基準となる厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、整合を図るための条例改正であります。

この内容は、平成31年4月1日より学校教育法の改正により実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として専門職大学が創設されたことに伴い、専門職大学の前期課程を修了した者を放課後児童支援員の基礎資格を有する者としてその対象に追加されるものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 みなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第17、議案第16号、みなかみ町布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律の施行により水道法施行令等が改正されることに伴い、関係条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、学校教育法の改正により専門職大学及び専門職短期大学の制度が創設されたことから、施設工事監督者及び水道技術者管理者の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者を同等に扱うことを加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決されました。

日程第18 議案第17号 みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例について

議長(小野章一君) 日程第18、議案第17号、みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第17号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、利根沼田区域農用地総合整備事業の負担金を徴収することを定めたものでありますが、本年度をもって町が負担すべき事業費の償還の全てが完了することから、条例を廃止するものです。

条例の廃止に当たっては、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をいただく必要がございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町利根沼田区域農用地総合整備事業負担金等徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 みなかみ町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例について

議案第19号 みなかみ町有害鳥獣対策基金条例を廃止する条例について

議長(小野章一君) 日程第19、議案第18号、みなかみ町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例についてから議案第19号、みなかみ町有害鳥獣対策基金条例を廃止する条例についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第18号及び議案第19号について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第18号についてご説明申し上げます。

ふるさと農村活性化基金は、ふるさと農村活性化対策事業の特定財源として充当することにより事業の推進を図ってまいりましたが、本年度をもって基金残高がゼロ円となることから、基金設置の区切りと捉え、条例を廃止するものです。

続きまして、議案第19号についてご説明申し上げます。

平成23年度にみなかみ町有害鳥獣対策基金条例を制定し、特定財源として充当することにより事業の推進を図ってまいりましたが、本年度をもって基金残高がゼロ円となることから、基金設置の区切りと捉え、条例を廃止するものであります。

条例の廃止に当たっては、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をいただく必要がございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

久保君。

17番(久保秀雄君) 鳥獣害対策の基金を廃止するということでもあります。最近議会の中でも町民の間でも大変この鳥獣害対策に対する要望というのが大きいと思っております。町の一つの大きな役割かなと思えますけれども、この鳥獣害対策の基金を廃止するということでもあります。これからこの鳥獣害対策に対して町はどのような姿勢で取り組んでいくのか、お聞かせを願いたいと思えます。

議長（小野章一君） 農政課長。

（農政課長 松井田順一君登壇）

農政課長（松井田順一君） ただいまの質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり現在も鳥獣害の被害につきましては、町内全域で確認されており、町民が非常に不安を抱いている状況であります。そんな中で条例廃止ということではありますが、当時1億円という基金を積んでいただきまして何年かで底をついてしまったということですが、今後につきましては、事業の内容の見直し等を検討していく中で、一般財源による金額を確保させていただきまして、必要最低限の予算でなるべく効率のよい対策ができるような形で検討のほう進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 今、久保議員のほうからこれから先のことをちょっと心配したと思うんですけども、この獣害対策、これはそんなに減るわけではないと思うんですけども、今までと同じような同じ規模なそういったその獣害対策を心がけているのか、また新たな対策ということも視野にあるのかちょっと含めてお願いします。

議長（小野章一君） 農政課長。

（農政課長 松井田順一君登壇）

農政課長（松井田順一君） 平成31年度予算につきましては、30年度と同等の要求をさせていただいております。猿のパトロールとか臨時職員によるパトロール等何かほかにももう少し期間とか日数とか調整したり、また外部委託等でできないかというような検討を始めさせていただいておりますので、現時点では31年度につきましては同等な内容となっております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町ふるさと農村活性化基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町有害鳥獣対策基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町有害鳥獣対策基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第20、議案第20号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第20号についてご説明申し上げます。

今回の改正は、第11条に定めた温泉使用権の権利の譲渡等の禁止事項のただし書きについて改正するものであります。

今までのただし書きにおいても親族への譲渡や相続で一部譲渡を認めていたところですが、旅館主から法人化した会社への受湯権の譲渡が規定されていないため、判断に困る状況になっております。このため本規定を追記するものであります。

なお、この改正に際しては、温泉事業運営委員会にお諮りし、改正の答申をいただいております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第21、議案第21号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第21号についてご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年度に引き続き附則第3項における借りかえ制度に係る特例措置の継続に伴う措置です。群馬県では中小企業者への支援策並びに小口資金に係る返済負担の軽減策として平成15年度以降融資を受けている事業者の売上額が減少等の要件を満たす場合、平成21年12月から借りかえ要件緩和の特例措置を行っております。平成32年度も引き続き実施する旨の通知が群馬県からありましたので、みなかみ町も連携して運用していることから、附則第3項中の平成31年3月31日を平成32年3月31日に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

これより議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 みなかみ町立小中学校統合学校教育施設整備基金条例の制定について

議長(小野章一君) 日程第22、議案第22号、みなかみ町立小中学校統合学校教育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第22号についてご説明申し上げます。

小中学校の統合につきましては、昨年12月に策定したみなかみ町立小中学校統合推進計画に基づき早急に教育環境の改善が図られるよう児童生徒の保護者の皆さんや地域の方々の意見を伺いながら推進をしているところでございます。今後統合に向け、学校施設の建設、修繕等の整備に当たり、多額の費用が必要になり、補助事業、合併特例債等が活用できたとしても相当の一般財源を確保する必要がございます。

以上のことから本基金を創設し、統合に向けた教育施設整備に必要な一般財源を確保しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第22号について質疑はありますか。

鈴木さん。

3番(鈴木美香君) お伺いします。

別紙にございます第3条2項なのですが、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとございます。最も確実かつ有利な有価証券という定義とかはございますでしょうか。

議長(小野章一君) 総合戦略課長。

(総合戦略課長 桑原孝治君登壇)

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

有利な有価証券、現在では国債、それから県債を購入しております。一番大きいものは国債という状況です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

3番（鈴木美香君） 先ほど国債と県債という形なのですが、この割合というのは教えていただけますでしょうか、予定としての。

議長（小野章一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 桑原孝治君登壇）

総合戦略課長（桑原孝治君） お答えします。

現在の状況ですと、実際に国債等買っているのは、合併振興基金となっております。現在29年度末で7億円が国債と県債の有価証券となっております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

これより議案第22号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町立小中学校統合学校教育施設整備基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町立小中学校統合学校教育施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第23、議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第23号についてご説明申し上げます。

旧衛生センター跡地を町の多目的広場及び災害時の防災広場として盛土造成を行い、昨年11月に整備が完了いたしました。多目的広場の主な利用目的がグラウンドゴルフであるため、教育委員会の管理施設として新たに追加し、使用料を定めるために改正を行うものであります。

なお、使用料につきましては、町及び近隣市町村の類似施設の使用料を参考に設定をしております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第23号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

これより議案第23号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号 みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議 長（小野章一君） 日程第24、議案第24号 みなかみ町定住特進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第24号についてご説明申し上げます。

公営住宅法第44条第3項の規定に基づき公営住宅の用途廃止を行い、定住促進住宅として活用を図るため、条例を制定するものであります。

内容といたしまして、入居率が低下している第3矢瀬団地の空き室の一部を用途廃止し、

入居しやすい住環境に整えた上で、町内の若年夫婦、子育て世帯及び本町に移住定住を希望する世帯を入居対象者とする事で、本庁への定住促進及び地域の活性化に寄与することを目的として、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第24号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25 議案第25号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 木工の家）

議長（小野章一君） 日程第25、議案第25号、指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 木工の家）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第25号についてご説明申し上げます。

みなかみ町たくみの里に設置されている木工の家につきましては、平成26年4月1日より株式会社うきもくが指定管理者となり管理を行っております。本年度末をもってその指定管理期間が終了することから、公募を行ったところ、株式会社うきもく1社のみの応募でありました。

平成31年2月5日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において審査を行い、引き続き指定管理者として適切であるとの報告を受けております。

指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間、指定管理料につきましては、現状と同様、支出しないことと考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第25号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

これより議案第25号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 木工の家)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 木工の家)については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(小野章一君) 日程第26、議案第26号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第26号につきましてご説明申し上げます。

本協議は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を平成31年4月1日から開始するため、規約変更について議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

これより議案第26号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更について

議長(小野章一君) 日程第27、議案第27号 みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第27号についてご説明申し上げます。

今回の計画変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により群馬県との協議を経て議会の議決を求めます。

変更内容は、計画本文に学校給食センターの施設整備等を新たに追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第27号について質疑ありませんか。

本多君。

7番(本多公保君) 議長に伺います。

議長に伺いますけれども、ただいま提案されたことではないんですけれども、この付随して過疎地域のこのあれについては質問は受けないですか。

議長(小野章一君) これはここのみにしてください。それでほかでやってください。

ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

これより議案第27号について討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、みなかみ町過疎地域自立促進計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 町道路線の認定について

議長(小野章一君) 日程第28、議案第28号、町道路線の認定についてを議題といたします。
町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第28号についてご説明申し上げます。

道路の新設を理由に3路線、国道291号線の線形改良に伴う旧道移管を理由に2路線、計5路線、総延長492.21メートルを町道認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第28号について質疑はありませんか。

中島君。

13番(中島信義君) 番号でいうと3649ですか、森原で国道291整備が行われたんですけども、この部分が認定というのはちょっと理解できないものがあるんですけども、ちょっとお願いします。

議長(小野章一君) 地域整備課長。

(地域整備課長 古川文雄君登壇)

地域整備課長(古川文雄君) お答えします。

認定の図面からだと思うんですけども、県道が改良されて県道の改良された部分がこの図面に示されていないのでわかりにくいのだと思いますけれども、この3649の内側に、県道ではありません、国道291号です。291号がこの内側に改良されて新たにできております。この外側に残ったものを町道として認定して管理するというものでございます。

以上です。

議長(小野章一君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

これより議案第28号について討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第28号の討論を終結いたします。

議案第28号、町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 平成30年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について

議案第30号 平成30年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第31号 平成30年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第32号 平成30年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第33号 平成30年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第34号 平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(小野章一君) 日程第29、議案第29号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第34号、平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第29号から議案第34号まで一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第29号についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,556万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億2,100万8,000円とするものでございます。

歳出補正の主なものは、1款議会費では1,035万4,000円の減額は、議員報酬、福利厚生事業です。

2款総務費では、1項総務管理費1億5,399万円の増額は、ふるさと応援基金管理事業1億2,000万円が主なものでございます。

4項選挙費959万6,000円の減額は、町長選挙事業744万4,000円が主なものでございます。

3款民生費では、1項社会福祉費461万8,000円の増額は、障害福祉サービス事

業1,300万円、介護保険特別会計繰出金事業1,500万円の増額、老人保護措置事業1,293万6,000円の減額が主なものでございます。

2項児童福祉費130万9,000円の減額の主なものは、民間保育園障害児保育事業費補助事業300万9,000円です。

4款衛生費350万8,000円の減額は、乳幼児等定期予防接種事業465万5,000円が主なものです。

6款農林水産業費では、1項農業費2,508万9,000円の増額は、ため池整備事業1,140万円及び地籍調査事業1,252万4,000円が主なものです。

2項林業費4,579万3,000円の減額は、里地里山保全整備事業3,023万9,000円が主なものです。

7款商工費では1項商工費290万円の減額は、商店街活性化支援事業です。

2項観光費499万円の増額の主なものは、猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業となっています。

8款土木費では1項土木管理費567万円の減額は、群馬県急傾斜地崩壊対策事業費負担事業です。

2項道路橋梁費4,500万円の増額は、道路除排雪事業6,000万円が主なものです。

4項都市計画費は、町道悪戸矢瀬線整備事業344万1,000円の減額、5項住宅費129万円の減額は、耐震改修等事業です。

9款消防費200万円の減額は、消防自動車ポンプ整備事業です。

10款教育費では、1項教育総務費1,833万4,000円の減額は、中学生海外派遣事業1,000万円が主なものです。

4項高等学校費423万2,000円の増額は、利根沼田学校組合地方交付税交付事業です。

7項学校給食費183万6,000円の増額は、新治給食センター管理運営事業です。

財源となる主な歳入補正は、町税3,000万円の増額では、町民税2,865万円が主なものでございます。

国庫支出金865万8,000円の増額の主なものは、冷房施設対応臨時特例交付金846万5,000円です。

県支出金2,292万6,000円の減額は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金3,023万9,000円が主なものです。

国庫支出金と県支出金につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金が交付金へと変更となりましたので、予算の組み替えをしております。

寄附金1億3,500万円の増額は、ふるさと寄附金です。

繰入金3,015万6,000円の減額は、財政調整基金繰入金2,114万7,000円が主なものです。

また、平成30年度から31年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。

関係機関や地元等の調整に不測の日数を要した事業等年度内に事業が完了できないため、総額で9億8,659万7,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第30号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ984万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,420万7,000円とするものです。

歳出補正では、2款保険給付費4,500万円の減額は、療養諸費になります。

3款国民健康保険事業給付金1,400万円の減額は、医療給付費分、介護納付金分それぞれ500万円が主なものです。

9款諸支出金4,915万7,000円の増額は、償還金及び還付加算金となっています。

財源となる歳入補正は、県支出金4,657万1,000円の減額及び繰越金4,634万6,000円の増額が主なものです。

以上が国民健康保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第31号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ317万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,382万6,000円とするものです。

歳出補正では、2款後期高齢者医療広域連合納付金400万円の減額が主なものです。

歳入補正の主なものは、後期高齢者医療保険料350万円の減額及び一般会計繰入金400万円の減額です。

4款繰越金は350万円の増額となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計の補正内容であります。

次に、議案第32号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億8,500万円とするものです。

歳出補正の主なものは、2款保険給付費で1億2,000万円の増額は、介護サービス等諸費1億3,000万円の増額が主なものです。

8款予備費は1,400万円の減額となっています。

財源となる歳入補正の主なものは、国庫支出金4,251万円及び繰入金4,500万円の増額です。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,991万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,504万2,000円とするものでございます。

歳出補正では、2款下水道事業費4,991万円の減額は、公共下水道費1,650万円及び流域下水道費2,350万円が主なものです。

財源となる歳入補正は、国庫支出金561万円及び町債4,430万円の減額です。

また、平成30年度から31年度の繰越明許費は、第2表のとおりであります。

工場生産の機械の発注に係る協議に不測の日数を要し、年度内に事業が完了できないため3,456万8,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

次に、議案第34号についてご説明申し上げます。

収益的収入は給水収益300万円を増額し、総額4億1,799万9,000円とするものでございます。

収益的支出は、過年度損益修正損2,060万8,000円を増額し、総額4億1,693万4,000円とするものでございます。

以上が水道事業会計の補正内容であります。

議案第29号から34号まで一括して説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第29号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第34号、平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの質疑以降について、以後本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、平成30年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてから議案第34号、平成30年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの質疑以降については、以後の本会議において審議することに決定いたしました。

議長（小野章一君） ここで休憩にしたいと思います。再開は午後1時といたします。

（11時59分 休憩）

（13時00分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に続き、会議を再開します。

発言の訂正

議長（小野章一君） 総務課長。

総務課長より発言の訂正がありますので許可いたします。

総務課長（原澤志利君） 議長の許可をいただきましたので、先ほど阿部清議員のご発言に対して答弁、少し訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、答弁の中で機能別消防団員は団員がと、移行した場合には退団をして機能別消防団員というお答えをしたわけですが、団にそのまま残って機能別消防団を担うという方も当然存在することも考えられますので、先ほどの答弁ですと基本的には全員退団するというような答弁、印象を与える可能性もございますので、そこについては団に残っても機能別団員を担うというケースもあるということで、こちらとすると辞令を出して機能別消防団員を任命するというような形で運用していきたいというふうに思っております。あり

がとうございました。

- 日程第30 議案第35号 平成31年度みなかみ町一般会計予算について
議案第36号 平成31年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第37号 平成31年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第38号 平成31年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第39号 平成31年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
議案第40号 平成31年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（小野章一君） 日程第30、議案第35号、平成31年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第40号、平成31年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長、鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第35号から40号まで一括してご説明申し上げます。

議案第35号から順次説明をさせていただきます。

一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,000万円と決めました。前年度対比1.3%の減であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費、1億4,764万2,000円は議員報酬、地方議会議員共済組合負担金等でございます。

2款総務費21億3,610万6,000円は、総務管理費が18億1,249万5,000円で、主な内訳は職員人件費等の一般管理費8億4,870万2,000円、企画費3億1,488万4,000円及び地域振興費2億5,099万6,000円であります。

3款民生費26億5,632万5,000円は、社会福祉費が17億2,586万8,000円で、主なものは障害者福祉費4億9,468万8,000円、介護保険費4億2,084万1,000円及び後期高齢者医療費3億9,187万5,000円であります。また、児童福祉費9億3,041万8,000円は児童手当費等の児童措置費2億2,253万7,000円及び保育等施設費5億6,156万円などであります。

4款衛生費12億7,159万8,000円は、保健衛生費5億717万5,000円及び清掃費6億9,180万9,000円などであります。

5款労働費1,610万6,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産業費6億4,539万5,000円は、農業費が4億7,314万1,000円で、主なものは農業振興費1億1,591万6,000円及び農地費1億6,847万6,000円です。林業費は1億7,225万4,000円で林業振興費1億4,194万1,000円などあります。

7款商工費5億1,287万3,000円は、観光費が4億778万9,000円で、

観光振興事業等の観光総務費2億1,111万4,000円及び観光施設費8,792万2,000円などであります。

8款土木費16億9,507万1,000円は、道路橋梁費が8億9,955万9,000円で、道路橋梁総務費2億576万5,000円、道路維持費1億6,365万5,000円、道路新設改良費1億8,529万円、橋梁維持費1億480万円及び除雪費2億4,004万9,000円などであります。都市計画費6億2,050万1,000円の主なものは、公共下水道費4億1,717万8,000円であります。住宅費1億5,040万3,000円は、町営住宅管理費等の住宅管理費であります。

9款消防費5億8,864万9,000円は、利根沼田広域消防費の常設消防費3億5,369万6,000円が主なものであります。

10款教育費17億1,697万円は、町立小中学校統合学校教育施設整備基金管理事業等の教育総務費5億6,777万2,000円、利根沼田学校組合教育施設整備費補助事業等の高等学校費4億9,162万4,000円、社会教育費1億4,797万9,000円及び学校給食費2億2,750万3,000円が主なものです。

12款公債費22億3,978万3,000円は、町債への元利償還金及び一時借入金利子であります。

13款諸支出金340万2,000円の主なものは、土地開発公社に対する補助金であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、町税33億5,450万円。地方消費税交付金3億8,000万円、地方交付税45億3,000万円、国庫支出金7億875万円、県支出金7億6,327万5,000円、繰入金15億4,979万6,000円及び町債12億9,280万円であります。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地財計画等を参考とし、また、町税等の自主財源につきましては過去の実績や最近の傾向に基づき算出をいたしました。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理等について、平成32年度以降の債務負担行為の設定をお願いするものであります。また、地方債であります。第3表のとおり総額は12億9,280万円です。臨財債4億5,000万円、過疎債7億5,740万円及び合併特例債3,550万円等であります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第36号についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,200万円と決めました。前年度対比1.2%の減であります。歳出の主なものは、2款保険給付費17億3,585万8,000円は、療養諸費14億9,750万円及び高額療養費2億2,535万円などあります。

3款国民健康保険事業納付金6億5,250万円は、医療給付費分4億5,800万円及び後期高齢者支援金等分1億4,250万円などあります。

財源となる歳入の主なものは、国民健康保険税4億5,701万円、県支出金17億3,937万4,000円及び繰入金2億5,494万5,000円であります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第37号についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,400万円と定めました。前年度対比1.0%の減であります。

歳出の主なものは、1款総務費455万5,000円は、総務管理費141万5,000円及び徴収費314万円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億5,988万円は、保険料及び市町村負担金等であります。

4款保健事業費863万3,000円は、健康診査事業であります。

財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億6,839万8,000円及び繰入金9,215万1,000円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第38号についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,000万円と定めました。前年度対比5.2%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,071万6,000円は、総務管理費495万5,000円、徴収費372万6,000円及び介護認定審査費2,183万9,000円などであります。

2款保険給付費25億円は、介護サービス士等諸費22億4,250万円、介護予防サービス等諸費8,650万円、高額介護サービス等費5,200万円及び特定入所者介護サービス等費1億775万円が主なものであります。

3款地域支援事業費1億4,785万円は、介護予防事業費8,874万7,000円及び包括的支援事業費5,474万2,000円などであります。

財源となる歳入の主なものは、介護保険料4億8,665万円、国庫支出金6億6,240万8,000円、支払基金交付金6億9,907万6,000円、県支出金3億9,245万3,000円及び繰入金4億1,941万3,000円であります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、第39号についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,000万円と定めました。前年度対比5.6%の減であります。

歳出の主なものは、2款下水道事業費3億3,484万8,000円は、公共下水道費9,748万1,000円、特定環境保全公共下水道費6,299万6,000円及び流域下水道費1億6,750万3,000円などであります。

3款公債費4億3,900万円は、長期債償還元金及び利子であります。

財源となる歳入の主なものは、使用料及び手数料2億5,792万6,000円、繰入金4億1,717万8,000円及び町債1億3,500万円であります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第40号についてご説明申し上げます。

水道事業会計の収益的収入では、水道事業収益4億1,700万円の主なものは水道料金、他会計補助金及び長期前受金戻し入れであります。

収益的支出では、水道事業費用4億円の主なものは、営業費用では職員人件費及び減価償却費となっており、営業外費用では企業債利息であります。

資本的収入では、水道事業資本的収入8,400万円は企業債1,500万円、補助金4,980万4,000円及び出資金1,500万円などであります。

資本的支出では、水道事業資本的支出2億1,100万円は建設改良費9,686万1,000円及び企業債償還金1億1,413万9,000円であります。

以上が水道事業会計の概要であります。

議案第35号から40号まで一括して説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては後日予算連合審査会が設けてありますので、詳細につきましてはそちらでお願いいたします。ここでは、大枠のところで質疑をさせていただきます。

まず、議案第35号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

次に、議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第36号の質疑を終結いたします。

次に、議案第37号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第37号の質疑を終結いたします。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第38号の質疑を終結いたします。

次に、議案第39号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第39号の質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第40号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号、平成31年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第40号、平成31年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件について、質疑以降については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号、平成31年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第40号、平成31年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件について、質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31 一般質問

通告順序1 4番 阿部 清 1. 成人年齢18歳に引き下げ、町の対応について
2. 臨時職員の雇用について

議長（小野章一君） 日程第31、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は、3名の方の質問を順次許可いたします。

まず、4番阿部清君の質問を許可いたします。

阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 4番阿部清、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日につきましては、若者に対する質問と雇用についての質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年5月25日の衆議院法務委員会で成人年齢を二十歳から18歳に引き下げることを柱とした民法改正案と関連法の改正案が可決され、これにより2022年4月1日から成人年齢が二十歳から18歳に引き下げられることが正式に決定されました。この改正により今後、いろいろな問題が発生することが予想されます。賛否両論の意見が出ている中、町としてどのような対応をしていくのか伺わせていただきます。

初めに、10代での契約等について質問いたします。

現在は未成年者が親権者の承諾を得ないまま行った契約は取り消すことができます。未成年者の場合、契約内容を余り理解しないまま契約を交わしてしまうおそれがあるため、取り消せる制度によって未成年者を守っています。18歳成人となりますと、今後18歳、19歳でも親の承諾なく契約を交わすことができるようになり、携帯電話の購入や車の購入、また、親の同意なくクレジットカードやローンが組めるようになり、若者の自己破産がふえると懸念されていますが、町長の見解をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長、鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 阿部清議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご発言どおり平成34年4月から成人年齢が18歳に引き下げられます。このことにより一つの例を挙げますと、先ほども議員の指摘にもありましたが、今までクレジッ

トカードの申し込みには親権者の同意が必要でありましたが、今後はみずからの責任で申し込むことが可能となります。自己破産ですが、司法当局によりますとピークである2003年には25万件ほどだったものが、2018年には約8万件減少しているとはいえ、高い数字であるというふうには思っております。

自己破産の決定がなされると、債務は免除となりますが、財産は清算することになります。また、クレジットカードなどの新たな借り入れはできなくなります。官報に住所氏名が掲載されるなど、本人の生活に大きな影響を及ぼすことが考えられます。年齢引き下げは、国会においてもさまざまな議論がなされておまして、施行までに環境整備を充実させることとされております。18歳でも自己判断がしっかりした方もいれば、20歳を過ぎても自己管理ができない、つまり個人差があることは、これはやむを得ないと思われまます。町として考えられることとして、消費者相談窓口や消費者教育の充実等の対策を講じることなどが考えられます。成人年齢の引き下げは、議論が深まっていないと感じるところもありますので、今後国等の議論を注視してまいりたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） いろいろな知識を学び、その契約が本当に正しいのかを身につける教育も必要になってくるかと思っておりますので、今後の対応もお願いしたいと思います。

2つ目の質問になります。

詐欺商法のターゲットになる可能性がふえるのではないのでしょうか。人生経験の少ない若い人は、悪徳商法を見分ける能力が乏しいため、やすやすと引っかかる可能性がふえてくると思います。特にネットを使った詐欺商法やワンクリック詐欺、または高校生に対する資格商法などの詐欺の発生も予測されます。このようなことで若者がターゲットになる可能性がふえるため、防ぐための対応が必要かと思っておりますが、見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在でも、特殊詐欺の被害報道を目にしない日はないくらい多発をしております。これは若者に限らず高齢者の方も被害に遭っているということが言えると思います。進学や就職を控えた若い人の不安をあおるような詐欺まがいの商法が多発するということも、やはりこれは懸念をされます。防ぐための対応としては、先ほど申し上げましたとおり消費者相談窓口や消費者教育の充実等の対策を講じることになっていくのかというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 詐欺商法に関しては振り込み詐欺や投資詐欺と巧妙な手口もあり、町長ご指摘のように大人でもだまされることがあるようです。防衛策として怪しいサイトを信用したり、また、みだりに個人情報をお教えしたりしない対策等も検討していただきたいと思っております。

次の質問になります。

現在二十歳未満の未成年者が刑法犯罪を起こしても、実名報道をされることなく少年法

により家庭裁判所で審判されています。要するに子供だからという扱いだからです。

しかし、最近では未成年者での凶悪犯罪があり、特別扱いするのは問題だという声も少なくありません。これに対して矯正の可能性を考慮すれば、一概に刑事罰を科すのは問題だという意見もあります。少年法が適用から外されれば、実名で報道され、大人と同じ対応がされるわけです。

幾つか実例を挙げますが、高校の部活動等でよくあることですが、上級生が下級生に暴力を振るったり、また、ささいなことでもけんかをして相手にけがをさせたり、最近では学生がアルバイト先での悪ふざけをSNSに投稿し拡散、今社会問題となっていますが、今後はこのようなことでも実名報道されることが予想されます。ことしのみなかみ町の成人式でも、一部の新成人の行動に多くの人が疑問を持ったかもしれませんが、二十歳になってもあのような行動をする若者がいるわけです。18歳成人で社会経験も少なく、果たして大人の判断ができるのかとかなり大きな疑問が残ります。もちろん、先ほど町長が言ったように18歳でも自分の行動に責任を持てる子もたくさんいると思います。今後高校がある町ならではの教育や指導、また、町としてもいろいろなリスクを回避できる対策を整えなければならないと思いますが、町長、見解をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 少年法では、20歳未満の未成年を少年と規定をしております。少年法は刑事罰を科すことではなく、更生に主眼を置いていることと理解をしております。しかし議員ご指摘のように、最近では犯罪の低年齢化や少年による凶悪の犯罪が発生していることも、これも事実であります。現行でも刑事処分可能年齢が16歳から14歳以上に、また、少年院送致年齢が14歳からおおむね12歳以上となる等の改正が行われてまいりました。国においても少年法改正の議論が始まっておりますので、その方向性等を注視してまいりたいと考えております。

ただ、議員ご指摘のとおり町内には利根商業高等学校がございます。学校組合理事長として、組合理事会、教育委員会等と現状の教育カリキュラムの中にどのような対応が可能か、研究してまいりたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 少年法については、今後メディア等でも議論されることと思います。町としても学校での教育を徹底していただき、この改正により逆に若者の犯罪が減ることを期待したいと思います。

次に、成人式についてお伺いします。

成人式とは、成人年齢になったことを祝う式です。2022年に18歳に引き下げになりますと、2023年1月の成人式は二十歳、19歳、18歳と3倍の人数の新成人が対象となります。現在行っているカルチャーセンターでは無理かと思いますが、その年の開催方法をお伺いしたいと思います。町長でも、教育長でもどちらでもお願いします。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） お答え申し上げます。

少し繰り返しになりますけれども、成人年齢を二十歳から18歳に引き下げる改正法が実施後、これまでどおり1月に成人式を行うとすると、最初の成人式は2023年の1月になります。このときの成人対象は制度の変わり目でございますので、18歳から二十歳までの3学年にわたります。該当年齢の人数は二十歳になる方がこの2月18日現在の住民基本台帳に登録されている数で言いますと、今年度高校1年生の年代に当たる方々です。その方々は177名になります。同様に19歳となる方が現在中学3年生に当たる148名、18歳となる方が現在中学2年生に当たる131名の合計456名となります。

3学年同時に実施する場合に、この該当者が456名でありますので、出席率を約80%と考えると、365名になります。カルチャーセンターの収容人数は350名で、移動席を入れても最大402名でありますので、ここでの開催はやはり難しいかなというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 来賓とかいろいろな人を入れればもっと大人数になろうかと思えます。家庭によっては年子、また、2歳違いの兄弟だとその年の成人式は兄弟で一緒になる家庭もあると思えます。特に、姉妹の場合だと親の負担も相当大きくなると思えますが、その辺の考えをお聞きします。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 兄弟がいる場合でございますけれども、3学年同時に実施する場合は年子だったり、2学年違いでも同時になるということがございますので、一時的ではありますけれども、負担がかなり大きくなるというふうに、こちらのほうもその点につきましては考えていかなければならないなというふうに思いますので、やはり対象年齢も成人式、一緒にするのがいいのかどうか、そういうことも含めて今後検討していく必要があるなというふうに感じております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） また、同時開催で親の負担が大きくなる半面、和服業界や美容業界では特需となり、賛成という意見も出てくると思えます。昨年和服業界で大きな問題、トラブルが起きたことも記憶に新しいと思えます。同様の問題が生じる可能性もあるかもしれませんので、事前対応等も必要になろうかと思えますが、考えをお聞きします。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 和服業界の関係につきましては、児童生徒が少なくなっているということを考えますと、昔に比べるとやはり需要の数は少ないので、業界としては計画的に早い段階からどの市町村がいつやるということがあれば、早期からの対応がされるのではないかなというふうに考えますので、その点については業界の判断に任せたいというふうに考えて

おります。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今までの成人式では式後、学校別や仲間同士で祝賀会を開催するのが恒例となっています。成人年齢が18歳に引き下げになっても、酒、たばこは十代は認められません。18歳で成人式を行った場合、祝賀会で酒を飲むものも出てくると思いますが、その辺のお考えはどうか。お伺いします。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） やはり、現在の二十歳での成人式では、式後に同窓会の意味合いも含めまして祝賀会等が実施されていますけれども、対象者は1月の段階ではかなり多く的人数が二十歳に達しているの、当然二十歳のお祝いという意味でお酒はつきものというふうに認識しております。ですが、その成人が18歳になりますと、やはり成人とお祝いということでお酒ということは心配されるのは、やはりぬぐい切れないところがあるかなというふうに思います。成人年齢が18歳になっても、喫煙と飲酒についてはこれまでどおり二十歳のままで行くということでございますので、この点はかなり懸念があるということでございますので、先ほども申し上げましたように開催の年齢、開催方法も含めまして、やはり十分検討していく必要があるなというふうに考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） いずれにしましても、成人問題は国が決めるのではなく、各自治体が決めることだと思いますので、今後は多くの町民の意見を聞き、検討され、調整していただくことをお願いいたします。

次の質問に移ります。

次に、臨時職員の雇用について伺います。

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が施行されます。制度内容は各自治体によってさまざまなようで、当町においても現在の制度の見直しや条例整備などを進めているさなかではありますが、また、財政面でも検討されていると思います。その中の質問となりますが、制度改正前の現在の雇用体制と、改正後の臨時職員の地位、待遇がどのように変わるのかを質問させていただきます。

初めに、現在非常勤職員等を除いて、一般の臨時的な職員として雇用されている人数をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在の臨時職員の雇用人数ということでございますが、3月1日現在で62名でございます。このほかに補助教諭、英語補助教諭いわゆるALTが合わせて9名いらっしゃいますので、合計で71名となっております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） そのALT、補助教諭も臨時職員と同じような待遇でよかったですか。
制度改正後も現状の人数を雇用していくということでもよろしいのでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それについては、会計任用職員制度をつくる時点から、今町は60歳定年でやめた職員を再任用制度を活用して再任用しております。そういう人たちに引き続き活躍していただくのがいいのか、新たに臨時職員を採用したほうがいいのか、その辺も含めて検討していきたいというふうに考えているところです。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 次に、賃金について伺います。

臨時職員募集に当たり資格や免許、また、職種により時給が異なっていると思いますが、一番低い時給と高い時給金額を教えてください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 賃金につきましては、職種によって求められる知識や技術が異なっておりますので差がついております。通常は830円から930円、保育士や保健師、除雪作業等特殊な技術を要する職種では1,000円から1,300円ほどになっております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 群馬県の最低賃金は809円ということで、低い金額が830円ということではそれよりは多少高い金額ですが、全国平均だと874円だそうです。先月から臨時職員の募集が回覧で幾つか入ってございました。地域整備課除雪センターの募集では、作業員の時給が1,000円からとなっていたのですが、一番高いのが1,300円と今お聞きしたので、多分除雪センターの職員が一番高い給与と理解しております。私も昨年まで除雪センターでお世話になっておりました。雪の降った日は、ほとんどの人が就寝中の3時、4時に出動し、また、通勤、通学に間に合うよう除雪し、降雪の多いときは7時間、8時間とぶっ通しで除雪することもあり、大変な仕事であります。個人的にはもっと高くてもいいのではないかと考えております。

除雪センターの勤務体制について伺います。法定労働時間は1日8時間、週40時間となっています。時間外労働の限度に関する基準は、1週間で15時間、1カ月で45時間となっています。現在の除雪センターの臨時職員は早朝4時に出動しても、退社の5時15分まで帰れません。時間外手当をもらうためだと思いますけれども、雪の日が1週間続いたり、土曜日曜日も除雪という日があります。そのような勤務が続けば体調を崩したり、また、事故を起こすことも考えられます。

町長、今回この改正に当たり、除雪の日が何日も続くようなときがありましたら、職員のことを考えて、時間外手当をつけてやって、早目に帰宅させるような配慮を考えてはいかがでしょうか。お伺いします。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） 除雪、特に除雪については議員のおっしゃるとおり早朝から、その雪の量によってはなかなか帰宅できないというケースも当然あると思います。実際に時間外については全て支給するようにはしているところではございます。

ただ、先ほど言った月45時間というような中では、今のところそれを超えていることはないと思うんですけども、当然これがそういうことを超えるケースは十分考えられるというところではございます。ただ、なかなか現状、職員を募集しても人が集まらないというのが現状のようではございます。そういったお話はセンターのほうからお聞きはしております。こういった体制を水上については、当然雪というのは避けて通れないというところはございますので、当然必要であると。先ほど言った会計年度職員にこれが移行したときという、多分そういうお話だとは思いますが、会計年度職員に移行しても、当然、その除雪業務についてはそういった募集、両方、当然募集には幾つも職種がございまして、こういう職種についてはこういうことという条件をそれぞれ付して募集することになるというふうに思っております。

ただ、これから制度をつくって募集をかけるということでございますので、本議会にはちょっと提案できませんでしたが、会計年度職員の条例については早ければ6月、もしずれ込めば9月という形で提案をさせていただいて、募集をかけていきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 今質問した内容では、何日も除雪が続いたときは早目に帰宅をさせてくれるような配慮をお願いしますということなので、今後検討していただければと思います。

現在財政面やいろいろな面で検討されているさなかだとは思いますが、今現在臨時職員は時給制で働いていると思います。この改正により総務省の基準は給与制、また期末手当の支給も可能になると書いてあります。今後条例等で定めなければならないと思いますが、給与、また期末手当の支給はする方向で進めているのかお伺いしたいと思います。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） ご質問、給料制あるいは期末手当ということなんですけれども、基本的には給料制でございますので、期末手当も支給されるというのが基本でございます。ただ、その勤務時間、やはり職種によってはフルタイムでなくて、パートタイムでも済む職種も当然ございますので、そういった職種においては労働時間ですか、労働時間がその手当を支給するところまで超えないと期末手当等は支給できないというところもございまして、パートタイムの職種によっては時給計算をして労働時間に反映させるということも考えられます。先ほども申しましたように、まだどの級、国のほうからどういうところで位置づけなさいというのがまだ、明確に来ておりませんので、この辺はあくまでも想定範囲で今やっているというところではございます。その辺がはっきりしたところで制度を確立するというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番(阿部 清君) 現在調整中かと思いますが、十分実態を把握していただき適正化をお願いしたいと思います。

次に、臨時職員の待遇について伺います。

現在町の正職員、また民間企業でもそうですけれども、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険と各種保険は当然かけられていると思いますが、現在臨時職員にもかけられているのかをお伺いします。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 社会保険等の加入は職種によって違いはありませんが、労働条件によっては違いが生じます。勤務時間が短い雇用期間が短期である方、または扶養の範囲内の雇用などが該当することになります。要件を満たす、この要件とは週20時間、月額で8万8,000円以上の給与を得ているという方については、各種保険に加入をしていただいております。

以上です。

議長(小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番(阿部 清君) またこの任用制度が改正されれば変わってくるかもしれませんが、福利厚生に関しては個々の生活の充実を図るためにも、平等にしてもらいたいと思います。また、臨時職員募集に当たり、雇用条件があります。職種により資格、免許等がありますが、もう一つの雇用条件にみなかみ町の町税、使用料等未納のない方とうたっております。現在雇用されている臨時職員は全員が町民、町内の方と理解してよろしいのでしょうか。

議長(小野章一君) 総務課長。

(総務課長 原澤志利君登壇)

総務課長(原澤志利君) お答えいたします。

基本的には町民でございますが、例えば特別な技術、保健師でありますとか保育士といった特殊な技術をお持ちの方は必要である以上、町外の方も雇用しているという実態がございます。

議長(小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番(阿部 清君) 町民の流出を防ぐためにも、今後はなるべく町民であることを前提にお願いしたいと思います。また、除雪センターの質問にちょっとなりますが、雇用条件に勤務地に30分以内で通勤できる方となっています。雪のない時期なら月夜野地区や新治地区からでも可能です。冬は厳しいのではないかと思います。水上地区でも藤原方面からだとも30分だと厳しいと思います。先ほども言われたように、毎年募集するに当たってなかなか集まらないというようなことを言っていました。この時間帯が障害になっているのでしょうか。現に水上地区の人でも出勤のときは雪の日ですから、雪に積もった車を落として、暖機運転して、周りの雪を除雪していると15分、20分、すぐたっちゃうと思うんです。この条件をもう少し緩和したらいかなものかと思いますが、どうでしょう。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） その30分以内という条件は、多分その除雪業務を考えて、そういう雇用条件を付しているのかなというふうに思っております。この辺はすみません、除雪センターと少し相談をさせていただいて、そういったところが緩和できるのかどうか、そこはちょっと除雪センターと相談させていただきたいというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 急な出動はシーズンにも何回もないと思うんですが、朝方に急に雪が、大雪が降ったとかは別として、前日にあした何時から除雪だとか決めておけば対応できることだと思います。前向きに検討していただきたいと思います。

また、除雪センターのことなんですけれども、2月の上旬に地域整備課から除雪センターの業務を行う臨時職員募集という回覧が回りました。2月の上旬です。何名かの町民に除雪職員が何人かやめたのかと聞かれました。回覧内容は4月からの道路維持作業員、事務員募集のものでした。除雪の時期は12月から3月までの4カ月間です。その後の4月から11月までの8カ月は道路維持全般の仕事をしているわけです。何か、1年を通して除雪センターという名称はいかがなものかなとちょっと思ったのですが、町長どうでしょう。その点、わかりやすい名称にはいかがかと思うのですが。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そうですね、期間的には除雪の期間のほうが短いかもしれないんですけれども、使うお金と言うんですか、除雪が大きくしているものですから、今までそういう流れで来たのだと思うんです。本来ならばその除雪の期間だけ雇用ができればいいんでしょうけれども、それではなかなか人が集まってくれないということがあって、通年を通して雇用するような体系になってきているんだと思うんです。その辺については、名称が云々というのは、それは皆さん気にするようでしたら、またそれは検討していきたいと思いますが、けれども。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 事務的なものも絡んでくると思うので、すぐにはいかないと思いますけれども、夏場ですから、冬の募集で除雪の作業員募集というのもおかしいと思うので、検討されますようお願いいたします。

この改正により、会計年度任用職員は今後競争試験、または選考によるものと思います。任用期間は4月1日から3月31日までの1年間、また、毎年更新が必要となるようですが、長期にわたって継続して勤務できる体制等も検討され、多くの若者や優秀な人材を確保していただき、将来的には正職員となれるような体制づくりを検討お願いしたいと思います。

いずれにしても、今回この改正により、来年4月1日より会計年度任用職員制度がスタートし、今までの時給制から給与制となり、また、期末手当の支給等も可能となるよ

うでありますので、予算の増額も見込まれます。担当部署には今後、制度の見直しやシステムの改修、また、条例整理など注意深く準備を進めていただくようお願いしたいと思います。

時間が大分残っちゃったのですけれども、ここで事前通告していない件について、1点だけお伺いしたいことがあるので、回答できる範囲で結構ですがお願いしたいと思います。

まもなく東日本大震災から8年目を迎えようとしています。我々1期、2期議員もことしの1月15、16日2日間にわたり石巻市また女川町の復興状況を視察してきました。私は以前にも消防団関係者として震災直後、また6年目に視察しております。今回3回目の現地視察となりましたが、震災直後の悲惨な状況から見違えるほど復興している状況に驚くとともにまた、ひと安心しました。完全復興までまだまだ長い月日がかかると思いますが、今後とも支援しながら見守っていきたいと思っております。

一昨年に消防員として伺ったときに、石巻市の防災担当者、また消防団関係者らを前にちょっとお話をさせてもらったことなんですが、東日本大震災が起きた3月11日、この日はここみなかみ町でも過去に大きな出来事があったのを町長、ご存じでしょうか。

いいです、通告なしの唐突な質問で失礼しました。

1966年、昭和41年の3月11日です、もう今から半世紀以上も前のことです。水上温泉の菊富士ホテルで火災が発生した日であります。当時の宿泊客219人のうち30人が犠牲に、そのうち26名が女性だったそうです。このような大惨事の起きた日であります。当時は戦後最大のホテル火災ということで大きく報道され、その後も各市でホテル火災や旅館火災が起きるたびに報道されていましたが、後に川治プリンスホテル火災、またホテルニュージャパン火災等の発生により、次第に取り上げられなくなりまして、現在では当時のことを知っている町民も徐々に減ってきているようです。そのようなことで、東日本大震災と全く同じ日にここみなかみ町でも過去に大火災、大惨事があったということを今後、風化させることなく町民に語り継いでいかなければならないと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私も3月11日に菊富士ホテルの火災があったというのは、議員のお話を聞くまで、聞いたことはありましたけれども、3月11日だとは覚えていませんでした。やはり、大分時間もたっていますので、こういったことは忘れられがちなことなんだと思うんです。ですけれども、やはり実際に町にこういう大きな被害があったということは、やはりこれは語り継がれていかなければならないし、この教訓を生かして今後のまちづくりに生かしていかなければならないというふうには思いますので、ぜひ、教訓として残していきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） ありがとうございます。

町長の言ったように、この教訓を後世に伝えることも重要なことだと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

新時代の幕開けまで残り2カ月と切りました。新しい時代は全職員が一丸となり、魅力ある町実現に向け頑張ってください、我々議会も諸問題解決に全力で取り組み、町民の幸福度100%を目指し、全力で取り組んでまいります。町長には一層のリーダーシップを発揮することを期待し、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて、4番阿部清君の質問を終わります。

- 通告順序2 7番 本多公保 1. 公職選挙法40条の運用について
2. 高等教育機関の給付型奨学金について
3. 防災全般について
4. 資源リサイクルセンターの運営・メンテナンス等
について

議長（小野章一君） 次に、7番本多公保君の質問を許可いたします。

本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） 7番、本多でございます。

議長の許可をいただきましたので、町政に対して幾つかの質問をさせていただきたいのですけれども、その前に、私昨年4月にここで、改選の衆議院選で初めて当選させてもらって、仕事をしようと思っていた矢先に、前町長の越権がまさに議員研修のその日に初めて報道されたわけです。以来、すったもんだした挙句に不信任案に対して町議の首を切るという、あってはならない暴挙に出たわけなんですけれども、そのおかげで私、4月から9月の2回、4カ月に2回、当選2回になっちゃいました。それで、そのとき6人新人議員がいたんですけれども、私一人だけここに返り咲いてくることができました。その人たちの分まで背負って町政に頑張るつもりでいるわけでありますから、そういう覚悟でおりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、初めに町政というところちょっと語弊があると思うんですけれども、その昨年2回にかかわった選挙のことについて、ちょっと投票日のことについて、本来ならば選挙管理委員長にここにお出まし願ひたいということで事務局に伺ったんですけれども、それはやったことがないからということで断られました。それで、総務課長、事務局長ということでもよろしいのですか。

（「書記長に」の声あり）

7番（本多公保君） では、書記長に伺います。

初めに、公職選挙法の第40条の条文というのを用意してありましたら、朗読を願ひたいのですけれども、皆さんに紹介してください。

議長（小野章一君） 中島君。

副議長（中島信義君） 回答者は町長、教育長だと思うんですけれども、名指しでもよろしいのですか。

(「いいよ」の声あり)

(総務課長 原澤志利君登壇)

総務課長(原澤志利君) すみません、本来でしたら先ほど本多議員がおっしゃるとおり、選挙管理委員長の出席を求めていただければ委員長からご答弁ということではありますが、書記長でということですので、答弁させていただきます。

まず、40条でございますが、40条、投票場の開閉時間、投票場は午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は選挙人の投票の便宜のため、必要があると認められる特別の事情がある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合に限り投票場を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、もしくは繰り下げ、または投票場を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。2項で、市町村の選挙管理委員会は前項ただし書きの場合においては直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票場の投票管理者に通知しかつ市町村の議会の議員または長の選挙以外の選挙にあつては、ただちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届けなければならないということとされております。

議長(小野章一君) 本多君。

(7番 本多公保君登壇)

7番(本多公保君) そこで、昨年2回、4月の選挙のときに、たしか8時まで投票所が閉まらないで、9時から開票が始まったと思います。私、初めて立候補させてもらって、事務所で結果を待っていたわけなんですけれども、9時から開票が始まると、たしかあのと、10時ころだったんじゃないかなと思うんです、結果が出るのが。そして、その当選の告知書が届くのがそれから30分くらいかかった。それから、9月の選挙におきましては29人という大乱立で、たしかもっと時間が長くかかったと思います。事務所に当選の告知書が届くのが大分、11時過ぎたかなと、私は、自分のところは、私のところはそんな感じがしました。

それで、そこで応援してくれた人たち、それから手伝ってくれた人たちと一緒に吉報を待つわけなんですけれども、もう、年寄りの人たちは10時ごろになるともう、俺は寝らい、と言うので帰る人がぞくぞくと出ました。それから、手伝ってくれた人も仕事が早いからというので帰る人もいますし、結果が出て喜びを分かち合おうと思っていたところなんですけれども、結果が出たころにはパラパラと大分人数が減ってしまうような状態です。それで、そちらにおられる方はその選挙のことに関しては、直接その事務はタッチしても、選挙運動とかそういうのにタッチしていないと思うんですけれども、やはり、一緒に戦ったというと語弊があるかもしれませんが、結果を皆で喜びを分かち合いたいという気持ちがあるわけです。でも、そういう状態なので、なかなか遅くなったわけです。

それで、先ほどの条文の中に特別な事情というのがあるとは思いますが、その特別な事情というのは一体何なのでしょう。ちょっとお伺いしたいんですけれども。

議長(小野章一君) 選挙管理委員会書記長。

(総務課長 原澤志利君登壇)

総務課長(原澤志利君) お答えします。

ほとんど特別の事情に当たらないというのが特別な事情だというふうに思っております。というのが、県の管理選挙管理委員会から、特別な事情はどういうことだという、そういうあれはないんです。県の選挙管理委員会等からは特別な事情に当たらないものということが言われております。特別な事情に当たらないものとして11例ほどあります。一つ一つ読み上げさせてもらいます。

繰り上げに係る時間帯、要は4時間終了を繰り上げられるわけなんですけれども、他の時間帯に比べて投票者が少ない、あるいは投票率が変わらない、それと、投票所と開票所の距離が遠い、自治会や議会からの要望がある、期日前投票が浸透している、夜間は投票に、要は投票に来る方の高齢者、特に高齢者の事故が懸念される、あるいは夜間は投票箱の送致、こういった危険が増す、繰り上げが浸透しているので混乱を招く、あるいは繰り上げに対する苦情は特にないか、近隣の自治体が全て繰り上げが行っている、こういったことは特別な事情に当たらないと言われておりますので、うちの町においてもなかなか特別な事情に当たらないと、見当たらないということはあると思っております。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） ちょっとこれは、ネットで調べちゃったので、ちょっといかがなものかと思えますけれども、前回の参議院の選挙で群馬県935投票場があるそうです。そのうちに846カ所で1時間から3時間繰り上げています。これは全投票場の90.8%だから9割を超えているわけです。渋川とか富岡とか、そういう町中でももちろん繰り上げていますし、前橋、高崎でも繰り上げているところがあります。それで、35市町村のうちみなかみ町を含むたった8カ町村で8時までやったところは、みなかみと8カ町村だけだそうです。そして、その前、前回その前の衆議院選のときには8時までやったのは、群馬県941カ所でみなかみ町のたった9カ所だけだそうです。かたくなにもう、8時までやると、私にはちょっとそんなふうにしかならないんですけれども、あらかじめ、ちょっとそのことについて、今ちょっと話したところでどんなふうに感じますかね、書記長。

議長（小野章一君） 選挙管理委員会書記長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） どのように感じるかということでございますけれども、公職選挙法で8時までと、時間が延長されたのが平成9年、10年ころの法改正だったと思っております。その2時間繰り下げられた理由として、これはその国で決めることだと思いますけれども、投票者、要は選挙人のいろんなライフスタイルが変わって、投票機会をできるだけふやすということを目的に繰り下げられたというふうに理解しておりますので、町の選挙管理委員会としても繰り上げをすることで投票機会を奪うのではなくて、できるだけ投票機会を設けるということが基本にあるというふうに考えております。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） あらかじめ事務局に、4月22日とそれから9月9日のこの町の町議選の投票率とかいろんなことが書いてある資料をいただいたんですけれども、期日前投票が全体

の4月が33%、これは投票者数の33%です、それから9月においては35%、3分の1以上の人が期日前投票するわけです、やる気のある人は。日曜日の投票日の6時から8時までのこのネック、7時を見ると、みなかみ町でもこの7時で閉まっているところも幾つかあるようですけれども、先ほど書記長が申された、いろんな条件に当てはまるのかなと、単なる腰だめではないかなと思われるようなところが、ちょっと見ますとあります。

例えば、ちょっと名前を出して申しわけないんですけれども、師の公民館のほうは7時から8時までたった2人です。上石倉の公民館に対してはたった1人、1時間に投票者が。それから、上牧の公民館も7時から8時は2人。全体でも7時から8時までの間に投票した人はたったの200人、投票者数が5,000人いて、たった200人です。その間、職員はもちろんですけれども、立会人とかそういうのを拘束しておくわけです。9月においても、やはり全体の投票者数は6時から7時だって2人というところもありますし、それから7人というところもありますし、全体でやはり、9月はかなり投票者数がいたので、1万1,000人いて、そのうち期日前が35%いて、ということで60人しか全体、全町でいないわけです。6時から8時までやったのが。

ですから、そんなことを考えると、少しでも早く投票箱を閉めて、例えば7時、もっと早くてもいいんですけども、7時から開票かかって6時に閉めてもいいと思うんですけども、その点ちょっと、私はそう思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 選挙管理委員会書記長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） すみません、選挙管理委員会の考え方とすると、先ほども本多委員が2人しかいない、60人にしかいないということではなくて、選挙管理委員会とするとその時間に60人の投票者がいらっしゃるといことなので、その機会を奪うことはいけないのではないかとというのが選挙管理委員会の考え方になります。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） 60人しかと、それから、60人もという、その考え方の差はもちろんあるとは思いますが、私は少しでも早くやったほうがいいという、先ほどから申し上げていますが、それで、近隣の市町村にも聞いてみました。選挙管理委員会に。沼田市の市会議員はやはり、6時、早いところは6時。7時、8時から開票を始めています。昭和村もそうです。5時、早いところは5時に閉めています。8時から開票。それから川場も6時に閉めて8時から開票。この前行われた渋川の市議選でもやはり6時。投票箱は閉まっています。

やはり、何と言うんですか、民主主義の基本と言ってはちょっと大げさ、やはり基本ですよ、選挙。少しでも早く投票箱、期日前投票がないのならこれはまあ、いたし方ないとしても、これだけ期日前投票が定着している以上、その時間の8時から、7時から8時、最終日の7時から8時まで来る人は、これは確かに権利ですから認めるべきですけれども、そこら辺の1時間の誤差がどっちのほうに町民が望んでいるかということも考えると、やはりたとえ1時間でも繰り上げて、少しでも早く開票していただきたいと思います。

その辺のところを考え方の相違と言っては何ですが、各市町村の考えはそのようなのですし、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 選挙管理委員会書記長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） 今、本多議員がご指摘どおり、確かに近隣の、片品、川場、昭和は午後6時もしくは午後7時に投票場を閉めているということのようで、それはそのとおりでございます。ですから、先ほど本多議員の皆さんと支持者の方と喜びをといるところでは、開票時間が1時間早くなれば、前回の町議選が多分10時30分ぐらいに確定だったと思うんです。10時30分には確定はするんですけれども、最終的に皆さんの報道に回せるのは、立会人さんが全部開票録に署名をして、それからでないと皆さんにお知らせできないと。ですから、確定の時間とまた少しそこでタイムラグが出るということになります。

ただ、防災無線でというのを前もご質問もあったのですけれども、これは選挙の説明会のときに防災無線でそういった放送はできないのかという、説明会のときにお越しになった方からそういうご質問もあったのですけれども、時間的には深夜であるということなどを考慮して放送はしない、そのかわりにテレドームといったもので、ガイダンスを流すようにさせていただいているということでございますので、このガイダンスについては今、有料でございますから、それを無料にするということになると大分システムの更新というんですか、まるきり変えないといけないので、ちょっとお金はかかってしまうんですけれども、そういった有料から無料というのは実際可能なのかなと。

ですから、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、あくまでも選挙機会を奪うことのないようというのが基本で、町の選挙管理委員会としては考えているということでございますので、8時の投票所の閉鎖を繰り上げるというのは現時点では考えていないということでございます。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） まず初めの、テレ、何ですか、電話ですよ、要するに。電話とか、それからネットではもちろん見られるわけですが、それになじんでいる人というのが、果たしてどのくらいいるかということも、やはり、何か事あるごとにネットでと、誰かそこら辺に座っている人が前にネットで見てくださいと言って、何か質問を断った人が、前のあれでいるんですけれども、やはり、電話だってそうですけれども、やはり年寄りの人というのはそれになじんでいないし、少しでも早くして、事務経費もそっちのほうが浮くのではないかと思いますし、そういうことをお願いして、一刻も早く結果を知らせてもらえるような体制をとってもらえればと最後をお願いして、ちょっとこの質問を終わりたいと思います。

いかがですか、いいですか。

議長（小野章一君） 書記長。

（総務課長 原澤志利君登壇）

総務課長（原澤志利君） 基本的には開票を9時開始、というのは、今の選挙管理委員会ではそこは

変更を考えていないということでございますので、できるだけその結果を、開票時間をできるだけ短縮する作業をスピーディーに行うというようなところで努力をさせていただくということになると思います。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） それでは、そういうことでお願いしたいと思います。ぜひとも。

次に、先ほど阿部議員もちょっと触れたのですが、防災に関して。

先ほど阿部議員が申したように、1月に議長に同行して表敬訪問ということで石巻を訪問させてもらったわけですが、当局の説明を聞いたり、それから町から派遣されている職員の方の話も聞いたり、それから現場を高いところの上でいろいろ見たわけですが、石巻市だけで3,700人の死者行方不明者があったということらしいんですが、改めて自然の猛威というんですか恐ろしさというんですか、そういうことをそのとき痛感したわけですが、有識者といいますか、いろんな説があるんですが、首都直下型地震が30年以内に起こる確率が70%という確率が出ているわけです。それは地震、大地震です。それから、ほかにも北海道の胆振で台風とか大雨とか土砂崩れ、いろいろあるわけですが、そこでそういう自然災害に対する備えといいますか、防災に対しての構えが、町が今どんなふうになっているかちょっとお聞きしたいんですが。

議長（小野章一君） 通告は1、2、3、4とあるんですが、2番はどうでしょうか。

7番（本多公保君） 2番は何ですか。順序が狂ったそうですね。

議長（小野章一君） 大挙しているけれども、今のやつで続ける。前後してもいいけれども。

7番（本多公保君） 議長がよければこのまま続けさせてもらいますけれども。

議長（小野章一君） では、防災の関係ね。

町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 防災全般ということなんですけれども、町は今現在みなかみ町における災害の危険性というのは、洪水であったり土砂災害であったり、雪害であったりまたは豪雨とか、いろんなことが考えられると思うんですが、どういう対策をしているかということでお答えをさせていただくと、現在町はハザードマップをつくって全戸に配布しております。まずは平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、平成24年に町内の行政区全てで作成して、平成25年に各家庭に配布をさせていただいたところです。幸いにして、みなかみ町においては大きな災害は発生しておりませんが、利根川の河川洪水量が見直されまして、月夜野橋より下流です、浸水想定区域が大きく見直されまして、随分拡大をされました。そのことがありましたので、ハザードマップを利根川から下流については見直しをして、更新をして配布をさせていただきました。

また、上毛高原の西側に権現ため池というため池があるんですが、そこも重点ため池域に位置づけられておりますので、下流域の影響を考慮したハザードマップを作成し、関係地域に配布をさせていただいています。

群馬については群馬安全神話というか、地震も少ない、大きな災害は少ないということで、自分のところは大丈夫なんだという県民性があるという話は聞いたことがあるんですけども、今の災害はいつどこで、どんな災害が起こってもおかしくはないというふうに言われておりますので、町民の皆さんが常に危機意識を持って災害に備えていただければというふうには思っております。幸い、みなかみ町は自主防災組織が全地域に組織をされております。そういった活動を通して、町民一人一人の防災に対する意識を高めていただけるような環境整備を進めていきたいというふうに思っているところです。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） ハザードマップのことに関しては、私も各家庭に全て配布されているわけですね。でも、それはそこには土砂崩れで何年に何が起きたとか、水害があったとかあるわけですが、果たしてそれを例えば張っておくとか、見たことない、ほとんど皆無という、ただ配られただけというような、言い方は悪いですが、そういう状況がほとんどだと思えます。

私も平成12年に地区の区長をしているときに、9月8日だと思います、まだ合併前ですけれども、突然豪雨が来たわけですね。ばかに降るなと思って、私はちょうど区長をしているので、うちのほうにある、町長はご存じだと思いますけれども、押野用水という、あの辺一帯を潤す重要なかんがい用の用水路があるんですけども、そこを当番するのが区長の役目なので、夜10時ごろか、行こうかなと思ったんですけども、女房がやめたほうがいいよと。暗い中行って何がかわからないからと。言ってやめて、次の朝に行ってみたら、そこの取り入れ口の、その川があるんですけども、両側が昔のブロックというんですか、それを積んでいるんですけども、数十メートルにわたって川がなくなっている状態でした。それで、そのときの雨が50ミリぐらいと、その後私は伺ったんですけども、時間ですね、一番降ったときに。昨年中国地方の大雨のときに土砂崩れで貴重な命がいっぱいなくなった、広島のあるところの豪雨は1時間に100ミリから110ミリだそうです。

そういうことを考えますと、これから、これは温暖化の現象か何かわかりませんが、先ほど想定外かもしれないですけども、想定外なんていう言葉はもう、ないんだというふうに思っていないと、とんでもないことになるんじゃないかなと思っています。夜だけ、昼間だけ災害が起こるとは限られませんので、そのとき、いざどうしたらいいかということで、実際にその防災訓練ということをしたことがあるのでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 前段のハザードマップを見たことがないというお話もありましたけれども、実は町が一番最初につくったときは、役場の職員が机上でつくったんです。それを町民に配っただけではほとんどわからないです、見ても。実際にそれではだめだということで、役場の職員が地域に入って、区長さんとか地域の年配の方にいろいろ話を聞いて、年配の方はこういうところで過去に災害があったということをよく知っていますから、大雨が降るとここが危ないよとか、そういったことがわかりますので、そういうのを通してハザー

ドマップでつくったんです。ですから、役場がつくったというよりも地域と一緒にってつくったという意味では、少しは親近感を感じていただけるかなというふうには思っています。

それから、防災訓練を今までやっているのかという話ですけれども、平成19年に粟沢地区、平成21年にイズキ地区、平成22年に町組地区、平成23年には湯原地区で実施をしております。また、参加者が地図を活用して行う災害図上訓練を平成26年に後閑地区、平成27年に町組地区で実施をしております。また、平成29年には群馬県と群馬大学、NPO法人環境技術研究所が主催しました防災訓練のフォローアップとして、粟沢地区での追跡調査が行われております。粟沢は過去に災害が起こっているものですから、特に熱心にやっています。それから、消火訓練などは行政区等の要請に基づきまして、消防団、利根沼田広域消防本部にご協力をいただきまして実施をしているところでございます。国や県が実施する大規模な防災訓練とは違いますが、町が地域と連携した訓練を行うことは、自主防災組織を育成するという観点からも非常に重要なことだと思っております。また、町民の防災意識を高めるということも効果があると思っておりますので、これからも訓練の実施に向けた取り組みに努めていきたいというふうに思っているところです。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） 図上訓練をやったということで、これはよかったなど。やっている地域があるということは。みなかみ町地域防災計画というのもありますよね。これもちょっと読ませてもらったら、字ばかりで、じゃ、いざというときにこれに当てはまった行動ができるかどうかという、やはりこれは職員も行動も、これはあれだと思うんですけれども、やはりこれは普段から防災というのは繰り返しやらないとだめだと思うんです。岩手の、石巻ではなくて、すみません、飛んでしまって申しわけないんですけれども、大川小学校のあれはもちろんあるんですけれども、石巻は我々が行ったところですよ。すみません。

（「釜石」の声あり）

7番（本多公保君） 釜石です。釜石の奇跡というのは、すみません。今、頭の中で、ペーパーがどこかにいっちゃって。

釜石の奇跡はもちろん、町長ご存じでしょ。釜石の奇跡。どうでしょうか。いいです、私がお説明します。時間があれなので。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 細かいことは知らないんですけれども、災害の関連のことなんだと思うんですけれども。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） すみません、釜石の奇跡というのは当時、釜石に3,000人小中学生がいたんです。そのときに、99.8%の生徒がああ津波に飲まれなかったんです。それはなぜかという、その8年前から群馬大学の片田教授という方がいらして、命を守る授業を繰り返し繰り返しやったそうです。だもので、そのいざというときにあの地震の大津波の

中で、中学生が小さい子供を間に入れたりして高台に逃げたわけです。犠牲になったのは、たまたま学校を休んでいた、家にいた生徒で99.何%という生存率になったわけです。さっき言った大川小の奇跡というのはその反対で、先生らが校庭に整列させたけれども、逃げる方向が間違ったんです。あんな悲劇ができたわけですがけれども、これは訓練した人としらない人の決定的な差です。ですから、防災というのは先ほど群馬県は大丈夫だ、安全な県だとかなんて町長言われていましたけれども、できるだけ消防、広域を含めた消防、それから役場も職員ももちろんですがけれども、我々議会も協力しますし、それから各種団体、あとは、できれば病院も含めて防災訓練ができればこれに越したことはないと思いますし、その辺ちょっといかがですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどもお話させてもらいましたけれども、やはり訓練をしていないとすぐに動けないんだと思うんです。やはり、そのときに考えたのでは遅いのだと思うんです。例えば大雨が降ったときにはどういう行動をとってどこに逃げるのか、それをいつも頭の中にわかるように考えておかないと災害からは逃れられないんだと思うんです。ですから、そういう意味では訓練は非常に大切だというふうには思っています。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） そういった大がかりな訓練ができればいいんですけども、もし万一、もしなかなか時間がとれないということでしたら、先ほど栗沢地区ですか、図上訓練をやられたそうですね。ですから、図上訓練で地図の上でこのときにはこっちに逃げるとか、担架はどうつくるとか、いろんな訓練、それはプロの指導を仰ぎながら机上で訓練をしたほうがいいんじゃないかということで、申し上げてちょっと幾つも質問を、欲をかいているので、できるだけ繰り返し繰り返しやるということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次に奨学金のことにちょっとついて通告をさせてもらってあるのでお伺いします。

その前に、ちょっといいですか。通告していないんですけども、携帯電話を小中学校に持ち込む規制を緩和するという話が、見直すということがニュースで流れました。文部科学省が。携帯電話をいざというときのために持ち込んでいようにするんじゃないかなと思うんですけども、町長の、教育長の見解を伺います。

議長（小野章一君） 本多君に申し上げますけれども、一応通告に従ってもらって……。

7番（本多公保君） いや、あります。言っちはあるんですけども。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 今の本多議員のご質問は、文部科学省がスマホの持ち込み、学校への持ち込みを原則見直すことについてということだと思っておりますけれども、まだこれから文部科学省が大阪の話を受けて検討に入ることですので、現状といたしましては、まだその文科省の今後の調査、研究のほうを注視していきたいと思っております。町の現状を申し上げます。

すと、町のほうは平成25年に連合PTA等が出したリーフレットで、それはもう、持ち込まないではなくて持たせないのを原則にしてこれまでやっております、それから各学校でそれぞれ各学校のルールをつくっているという状況で、各学校も持たせないことを基本に対応しております。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） わかりました。そうすれば、教育長の見解は、私も持たせないというのが賛成だと、これからももし、文科省がどう出るかわかりませんが、できるだけ、子供は持っている子と持っていない子がもちろんいますし、親にしろ持たせない、持たせられない親もいますし、あれば必ず使うし、スマートフォンならばいろんなことができますし、できるだけ規制をこのまま続けて、使い方の講習も大きくなったら知ればいいのだし、そういうことで続けてもらいたいと思います。

町長に伺いますけれども、少子化ですよ、まず。これも少子化なんですけれども、何でこんなに子供の数が少なくなったのかと。我々のころはどこの家も3人、4人、最低でもおりましたけれども、いろいろ、これは場所によっても地域によっても原因はあろうかと思えますけれども、どんな感想ですかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 何でこんなに子供が少なくなったかというお話だと思うんですけど、これだからということではないのだと思うんです。いろんなことが絡まって、子供が少なくなってきたというふうに思います。それは、本多議員もそうでしょうけれども、私なんかも兄弟は、私は5人なんですけれども、そういうみんな、私の仲間まではみんなそうだと思うんです。今は実は私は子供は2人しかいないんですけど、そういうふうになってきちゃっているんです。何でかと言えば、やはり子供はつくただけではなくて、やはり大きく育てて社会に出て、食べていけるような子供に育てていかないといけないというのがあると思いますので、それにはやはり、社会教育をするには学校教育もそうですけれども、お金がたくさんかかると。私の給料ではそこまで、2人が精いっぱいかなと思って2人になったんですけど、そういったいろんなことが絡まって、こういう少子化というのはつながってきているんだと思うことでよろしいですか。

議長（小野章一君） 本多君に申し上げますけれども、通告に従って……。

7番（本多公保君） いや、これは通告している。

議長（小野章一君） これは高等教育機関の給付、これに当たっているの。

7番（本多公保君） 当たっています。

議長（小野章一君） では、続けてください。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） 私もそう思います。昔みたいに産んで、親は仕事にかまけて何て言ったら申しわけないんですけど、我々のころは教育なんて余り考えていなかったかもしれない。小さい子は兄ちゃん、姉ちゃんが面倒を見たし、義務教育が終われば、中にはすぐ働きに出る子もいたし、それがいつのころか、我々が、私が学校、高校に入るところでも約半分ぐ

らいじゃないかなと思います。今、高校なんて義務教育化されようかというまさに時代ですし、その高校が終わって、大学、短大、専門学校、その上の機関に行く人も5割いるそうですけれども、そこには大変な、莫大な金がかかるわけです。

これちょっと、先日の新聞記事のなぞり返しになって申しわけないんですけども、もう一度伺いたいと思います。仮に、私の例からで言いますと、文系ですけれども、東京のほうの学校に行くと、初年度で100万近くかかるわけです。アパートへ入ります。アパートに入ると月五、六万でも年間七、八十万かかるわけです。それで、そのほかに電気代だ何だかんだと200万ぐらい、毎年乗用車が1台ずつどこかに飛んでいくわけです。これを4年間続ければ、それなりのものがかかるわけなので、そういうことを考えれば、先ほど町長も申したように何人もつくってなんてわけにはいかないと思うので、当然少子化になってくるのではないかなと思います。

町長に伺いたいのですけれども、米百俵の精神という小泉総理がよく言っていたのですが、ちょっとご存じですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 新潟の長岡藩のお話です。米百俵もらったんですけども、皆さんにそのときはお米が食べられなくて大変だったんですけども、それを食べないで教育費に使って、将来のために備えたという話、その程度しか知らないのですけれども。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） まさにそういうことで、長岡藩が戊辰戦争でやられて、食うのに困っているときに隣の親せきの藩から金も米ももらって、さあ、みんな喜んで食おうというときに、小林何とかという方が、これは食っちゃえば終わりだけれども、この米を売って学校をつくろうということで、学校をつくって、それが現在の長岡の高校、もともになったとか記憶しているのですけれども、その中の学校から山本五十六とかああいう人たちが出てきたんです。

これはまさに教育は将来の社会を背負う根源であるということで、時代を担う宝だということで、耐えながらそういうことをしなければだめだということを経験した格言だと思いますけれども、先日文部科学省で大学に対して給付で、これは住民税の非課税家庭ですけれども、かなりの給付する、ただで返さなくてもいいという決定、まだ閣議決定ですから可決されていないのですけれども、町でもいろんな奨学金があると思うのですけれども、町長も新幹線のことで通学の援助をされようとして、公約でやることを最後にちょっとお伺いしてもう一回、通学のことでお願いしたいと思うのですけれども。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 新年度予算で、新幹線を使って都心に勉強に行かれる子供さんに、その一部を町が補助しましょうという制度を考えて提案をさせていただいているところです。やはり、大学は普通は都会のほうの数が多いですが、そっちに行く方のほうが多いんだと思うのですけれども、下宿してアパート暮らしなりして向こうで勉強してくるという方が多いんだと思うのですけれども、新幹線が幸いありますから、1時間で東京まで行けるわけで

すから、新幹線を使ってぜひ、通っていただいて、通うだけではだめなんですけれども、学校が、大学が終わったら、ぜひ、地元に戻ってきて、地元に住んでいただいて、地元よりいい仕事がなければ、また都会まで仕事に働きに行ってもら、そういったこと、サイクルが生まれれば少しでも人口減の対策に役に立つのかなということで提案をさせていただいている、そういったところです。

議長（小野章一君） 本多君。

（7番 本多公保君登壇）

7番（本多公保君） すみません、時間が大分迫っているので、申しわけないのですが最後の質問にさせてもらいますけれども、新幹線通学ももちろん結構です。でも、やっぱり学生はアルバイトをしなければならない生徒さんもありますし、それからキャンパスライフを楽しみたいという方ももちろんいますし、これも悪いことではないと思うし、将来のために必要だと思いますから、町独自の、本当は今ちょっと考えてこれからやろうと思ったんですけども、時間が足りなくなっちゃったんですけども、町独自の返さなくてもいい、給付型、新幹線ではなくて、アパートとかそういうところに住む生徒にも手厚い手当をしてもらえるような方法を提案したいと思いますけれども、時間がないので、次回にさせてもらいます。ただだと申しわけありませんでした。ありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて、7番本多公保君の質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。再開は3時ということでお願いします。

（14時48分 休憩）

（14時59分 再開）

議長（小野章一君） 会議を再開いたします。

通告順序3 6番 窪田金嘉 1. 歳入について

議長（小野章一君） 次に、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） では、質問させていただきます。

さっきの流れで行くとやりにくいなと思っていたんですけども、ちょっとリセットしていただいたので、何とか行けるかなと思っています。

ちょっと前置きが長いので、少し聞いていただければありがたいと思っています。

では、始めます。

日本は戦後最長に並ぶ景気回復ということで、2019年には100兆円を超えた予算案を可決しました。しかし、歳出の3割は税収などの基礎的収入で賄えず、借金に当たる新規国債を発行して財政運営を続けています。政府は借金以外の財源で賄えるかという基

礎的財政収支、プライマリーバランスを2020年度に黒字化を目標にしてきましたが、2025年度に1兆円の赤字が残り、成長率が現状維持の場合は黒字化のめどが立たず、社会保障改革の成否が焦点になっていきます。7年以内に団塊の世代、75歳以上が後期高齢者になり、2030年代半ばには第2次ベビーブーム世代も高齢化に仲間入りする2025年以降、超高齢化社会をもたらすことは確実です。少なくとも医療費の国庫負担は5倍に膨れ上がります。試算に織り込まれていない社会保障費の膨張が現実化します。ちなみに、現役世代では1人当たり平均で18万円の医療費がかかります。しかし、他方で75歳以上では90万円ぐらいの医療費になり、現役世代の5倍になります。このうち、一般会計から税金を補填する分として現役世代は1人当たり2.5万円、75歳以上になると35万円に膨れ上がります。政府は社会保障費の増加の抑えや、地方財政の健全化を課題としています。経済再生なくして財政健全化なしという方針のもと、デフレ脱却、経済再生、歳出改革、歳入改革という3つの改革を確実に進め、地方財政健全化を進める決意であります。政府の財政状況、そして県の厳しい予算編成を踏まえ、みなかみ町の財政健全化の柱である歳入についてお伺いしたいと思います。

みなかみ町も経済再生なくして財政健全化なしの方針は同じだと思っております。政府の3つの改革と同じように、みなかみ町も歳入改革に目を向けるべきと考えます。町の予算減少は町民サービスの悪化をもたらします。このような状況下にある日本の予算案を考えながら、みなかみ町の予算が将来に向けて安心・安全な夢のあるまちづくりを本当に実現できるかということをお聞きしたいと思うに至りました。今回は政府の3つの改革のうち3月は予算月なので予算の歳入についてお尋ねしたいと思います。初歩的な質問からお聞きしますが、町民の税金に対する意識改革とさせていただき、よろしくお願いたします。

それでは、質問します。

そもそも、町の予算は誰のものですか。町長にお聞きします。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 地方自治法第211条に普通地方公共団体の長は毎回計年度予算を調整し、年度開始前に議会の議決を経なければならないと規定をされております。

したがって、予算は町長が執行管理するものだと考えております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 私の認識は簡単に言うと、町民のものかなと思っております。今町長が言われたとおり、みなかみ町を統括して、町民の代表として行政執行の責任を有するわけですから、町長のみが予算編成の権限と執行の財政権は与えられています。

そこで、お聞きします。

誰のために予算案を作成しているかということをちょっとお聞きします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方自治法第1条の2に地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本

として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして規定されております。したがって、予算は住民の福祉の増進を図ることを主な目的としていると考えております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 私、やはり俗っぽく言うと町民のものかなと思っているんです。なぜかというと、リンカーンのゲティスバーグの演説で、ガバメント・オブ・ザ・ピープル・バイ・ザ・ピープル・フォー・ザ・ピープル、つまり、町長でいうと町民の町民による町民のための行政というふうに思うわけです。ですから、そこをしっかりと自覚していただければ、必ずや町長の公約は実現すると思っております。期待しています。

次に質問します。予算は町の運営及び町民サービスに大きくかかわり、町民の生活に直結する大切な財源です。町の歳入は依存財源、約58%ですか、自主財源約42%で編成されていますが、この合計が予算歳入という考え方でよろしいでしょうか。町長にお聞きします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方自治法第216条に歳入歳出の予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款に隊列し、かつ款中においてはこれを項に区分しなければならないと規定をされております。依存財源と自主財源の区分は、歳入の調達法の法則性を基準とした分類で、財政構造分析で広く用いられているものでございます。自主財源が歳入に占める割合が高いほど自主性と安定性が確保できるものと考えております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 依存財源は国または都道府県に依存する収入で、国庫支出金、地方交付金、地方剰余金、地方債があります。依存財源は公平、公正の観点からやや複雑な仕組みであることは理解をしておりますが、大ざっぱに言うと自分の力で生み出せない財源という、俗っぽい言い方なんですけれども、理解でよろしいでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 依存財源は町がみずから徴収する収入以外の財源です。地方財政は国が定める毎年度の地方財政計画において、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう国により地方財源が補償されております。主なものは、地方交付税で交付額は自主財源である地方税額の増減に連動してございまして、補填され、標準的な行政運営が行える仕組みとなっております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） では、生み出せないという俗っぽい言葉でいいですかね。生み出せない、つまり財源をみずから生み出せないという俗っぽい言い方なんですけれども、そんな感じかなと。一般の町民から見ると。どんなものですかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町がみずから生み出すとかそういうことではないんだと思うんです。自主財源は町がみずから徴収する収入のことでありまして、地方税が主なものであります。税率は地方税法で規定されておりまして、自由にそれを変えて財源確保を行うことはできませんから、そういう意味では自分の力で生み出せる財源ということにはならないのだというふうに思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） もう一つ、自主財源ですが、これは地方自治体がみずからの権限に基づいて自主的に徴収できる財源、司法税とか、手数料、使用料、財産収入、寄附金などがありますが、町は町税が約60%、その他手数料とか使用料等が40%の比率で自主財源が構成されていますけれども、これはまた、俗っぽい言い方ですみません、自分の力で生み出せる財源という考え方でいいでしょうかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 自分の力で生み出せるという表現だと、私がこういうふうに財源を求めましょうという提案をすれば、何でも求められるかといえば決してそうではないと思うんです。いろんな規定があって、その中に税金であれば地方税法の規定によって、それに基づいて徴収をするわけですから、私の裁量でどうにでもなるということではないというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） わかりました。それでは、依存財源と自主財源、いわゆる歳入は将来的にふえていくのかなと。ふえていくかな、どうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方の財政は国家財政と一体というふうに思っております。国債に頼っている国の財政状況から見ると、抜本的な制度改革が行われない限り、将来的に歳入の増加は困難であるというふうに考えております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） どうもきょうは町民目線という感じで、具体的に何となくわかりやすく聞こうかと思っております。町の予算がどうも、都会に出ている大学生の生活によく似ているなど。親が仕送りをして、足りない分をアルバイトで稼いで頑張っている。大学生は4年間を過ぎる、もしくは大学を卒業すると自立して、就職して自活できますけれども、町は卒業することなく永遠に、国が祖父母というなら県は親です、祖父母や親のすねをかじり続けてずっと生きていくのかという懸念があるのですが、どうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） よく国と地方は親子の関係というふうによく言われますけれども、すねかじりをしているというのは、ちょっと違うんだなというふうに思う。わかりやすく言うと、国と地方は子供が独立せず、親に扶養され続けている状況ではなくて、会社から社員へ給

料が支給されている状況が妥当ではないかと思えます。会社の経営状況が悪化しているため、給料が減少傾向にあるということになるんだと思えます。新たな自主財源を確保するなど歳入の検討も必要ではありますが、財政運営に大きく影響する歳出削減が喫緊の課題だというふうに思っています。また、公共施設の統廃合等行財政改革を推進し、行政サービスの効率化を図る必要があるのだと思えます。急激な行財政改革は困難なため、歳出削減が不足する分の対応として基金を積み立てて、計画的に活用しているというところでございます。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） なぜ、こんなことを聞いているかといいますと、今回の予算をつくるに当たって、国が30%借金をしていますよね、要するに新規国債。借金してまでつくっていますよね。県も県債を発行していますよね、今回。そして、基金を地方振興、振興費、医療基金を取り崩してまで県も予算をつくっています。そういうところを考えると、やはり我々はもう少し頑張って、何とか自分の力で少し考えてほしいなというふうに思っているのではないかと、親と祖父母は、と思っているんですが、どんなもんですかね。そんなふうに僕は思って予算をつくり続けているのではないかと。だから、我々ももらうものはもらえばいいやというんでしょけれども、そうではなくてちょっとだけそういう気持ちを持って、どうでしょう。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 国や県が地方自治体に財政支援するものについては、地方財政計画を国が定めて、それに基づいて地方公共団体に支援をしているわけです。ですから、よく国会議員の先生は、地方は貯金がいっぱいあるじゃないかという話をする方もいらっしゃいますが、地方は財源に余裕があるから基金を持っているわけではなくて、いざというときに困らないために少しずつでも行政改革をして節約をして、基金を積み立てているわけです。ですから、そのことは国会議員の先生のいうことは、私は当たらないと思うんです。ですから、決して地方は余裕があって財政運営をしているわけではありませぬので、これからも国、県の支援を当然受けながら、不足する分については基金の取り崩しをしたり、余裕があるときには積み立てたりして財政運営をこれからもやっていく必要があるというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 今後歳入が減り続けるように僕は感じるんです。昨年の予算が144億です。今回の計上は136億8,000万円です。約8億円減っています。このように徐々に減っていくわけです。ですから、祖父母ね、国ね、が3割の借金までして、それから親も四苦八苦して今回当然収入が減ったわけです。経済事情で。そういうことが続いていく中で、黙っていただいているのかという感じを、僕はやはり一般民間人ですからどうしても思うわけです。ですから、その辺は平気であるのかなと。心苦しいけれど平気だという感じかなと。どんなもんですかね。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 財政規模は、行政の需要によって変動しますので、ふえたり減ったりすることはあると思うんですけども、ただ、その中で今のこういう国、県から、窪田議員に言わせると依存しているのではないかということなんだと思うんですけども、だからといって地方公共団体が独自に財源を生み出すことは無理がかなりありますので、ですからそういうことはできないというふうに思っています。したがって、行政改革をして、歳出を切り詰める努力をしたり、あるいは地域の経済を活性化するような刺激策を、町としてできる範囲の刺激策を展開していくとか、あとは若者が住んでいただけるような施策を考えて展開していくとか、そうやって収入が上がるような施策をいろいろ展開していくことによって町の財政を考えていくというのが必要になってくるのかなというふうに思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） それは十分承知の上で聞いているんですけども、なぜかという、冒頭に説明したように7年ぐらいしますと、僕は後期高齢者なんですけれども、前期高齢者が後期高齢者になって、ものすごい団塊の世代の人間が医療費を必要とします。そのときに、あつて急に言うんじゃないで、今から備えながら、歳入は減っていきますよね、社会保障、医療費は上がりますよね。この辺のバランスはどう考えるんですか。破綻しちゃう可能性はなくはないですか。いかがですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 社会保障の運営は、自治体にはある程度いろんな部分、国保会計とか介護保険会計とか後期高齢者会計とか持っていますけれども、基本的には国の財源に依存するところが多くて、町独自では税もいただいておりますけれども、その部分を急激にふやすとか減らすとかそういうことはなかなか難しいというふうに思っています。ですから、将来的に国は制度改正まで国の法律でやったりできますから、そういったことも当然考えてくるんだろうとは思いますが、急激に国民に負担がふえるようなことというのは避けてほしいというのは、私は思いますが、ただ、それは国がやることですから、私が一概にやめてくれと言っても、それはできません、やりますという話になるかもしれませんが、私個人としては急激な負担は避けてほしいとは思いますが、そういった部分は国の議論にゆだねるよりしようがないかなというふうには思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 県もやはり危機感を持ってまして、今回県の後期高齢者医療広域連合が新しい事業を始めましたよね。75歳以上の県民の、元気に頑張してほしいということで、全国で初めての県内の温泉地、フィットネスクラブなどの割引制度です、を計画したりして、対象が28万人です。やはり、県もやはり悩みだしたので、町もちょっと悩んでいたいただければ嬉しいなと。そこで、今回この組合が、草津、伊香保、四万、水上といった温泉地の旅館やホテル30施設が協力して、後期高齢者の医療費負担を抑えるという役割を担おうとしております。町の予算が毎年減少していく中で、このみなかみ町も温泉地

も参加しているわけですから、18カ所もある温泉施設や温泉地を有する町としてこの取り組みにどう取り組むのかなど。多少は削減、厳しい状況を抑えられるのかなとは思いますが、一番問題は後期高齢者が寝たきりにならないということが肝です。ですから、僕も寝たきりにならないで頑張りたいとは思っていますが、どんなものでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 群馬県は、後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者の健康増進に資するため、窪田議員が言われるように本年4月12日、群馬県旅館ホテル生活衛生協同組合及びセントラルスポーツ株式会社と、後期高齢者の健康づくりに関する協定を締結しています。この協定はアクティブぐんま75と称して協定先の旅館、ホテル及びフィットネスクラブ等の民間企業を活用し、後期高齢者の利用しやすい環境を整えることで健康寿命の延伸につながることを目的としています。温泉の効果とか運動の効果に加え、外出機関をふやすことで心身のリフレッシュにつながると考えられまして、広域連合では被保険者とその家族に特典を付与することで利用しやすい環境を整備し、健康維持増進や医療費の適正化につながるたいとのこととございます。

県の旅館ホテル生活衛生協同組合の組合数は467で、このうちみなかみ町は30施設、支部加盟として湯宿が6、猿ヶ京8、法師1、上牧6、支部加盟以外9が加盟しております。組合員のうちこの事業に参画している旅館、ホテルに関しては、群馬県内の各温泉地の中で伊香保温泉11件、草津温泉3件、四万温泉8件、川原湯、老神、藪塚、磯部温泉がおのおの1件、水上18湯においては水上温泉3件、上牧温泉1件が参画をしています。この取り組みにどう向き合っていくのかとのご質問ですけれども、まだ始まったばかりなので広域連合を構成する一員として、まずは広域連合と連携して被保険者とその家族への周知を図って、新たな取り組みを知っていただき、利用の促進につなげていきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 質問が大体、僕はこれで終わっちゃうんですけども、もう一つだけ。歳入について。歳入。どうしても稼ぐみなかみ町というのをイメージしてしまして、イメージ。これから話すのは、そこにはないです。ふるさと納税で泉佐野市の千代松市長が、100億円以上、360億稼いだという話題がありましたね。僕なんかはすごいな、よくやるなと思ったんですけども、やり方はともかく、そういう意気込みはすごく頼もしい。僕流かなと思ったんですけども、町長はどうですか。どう思いました。そのふるさと納税のあのやり方。100億円稼いだ。最終360億ですか、あれ。どう思います。これ、雑談。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） あれは、お金を集める手段としてはいかがなものかなど。法の網の目をくぐって、自分だけいい子になろうというふうにはしか見えません。ですから、自分だけよければいいという発想であれば、あれも一つかもしれませんが、私は日本の世の中全体がよくなっていかない限りは日本はよくなるんだというふうに思いますので、ああいうやり方はいかがなものかなというふうに感じました。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） 僕も物議をかもしたあれは、少しくエスチョンなんです。だけど、意気込み、気持ち、十分伝わります。ですから、そういう気持ちを持って、町長、これから3年半一緒に運営していただければ嬉しいなという思いで聞いたんです。最後なので疲れていると思いますから、これでやめます。ありがとうございます。

議 長（小野章一君） これにて6番窪田金嘉君の質問を終わります。

散 会

議 長（小野章一君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

あす3月6日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（15時27分 散会）